

周防大島町告示第12号

令和5年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年2月24日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和5年3月3日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

尾元 武君

小田 貞利君

久保 雅己君

荒川 政義君

○3月7日に応招した議員

○3月22日に応招した議員

○3月24日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和5年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和5年3月3日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和5年3月3日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに提案理由の説明・行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第9号 専決処分の承認について(令和4年度周防大島町一般会計補正予算(第9号)) (質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第10号 令和4年度周防大島町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第9 議案第11号 令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第12号 令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第13号 令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第14号 令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第15号 令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第16号 令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第17号 令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第18号 周防大島町沖家室シーサイドキャンプ場設置条例の制定について
- 日程第17 議案第19号 周防大島町自然休養村管理センター設置条例の廃止について
- 日程第18 議案第20号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第21号 周防大島町空家等の適正管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第22号 周防大島町スクールバス条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第23号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第22 議案第24号 周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第25号 周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第26号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第25 議案第27号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第26 議案第28号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第27 議案第29号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第30号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第31号 むつみ荘の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第32号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第33号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに提案理由の説明・行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第9号 専決処分の承認について（令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第9号））（質疑・討論・採決）
- 日程第8 議案第10号 令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第9 議案第11号 令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第12号 令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第13号 令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第14号 令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第15号 令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第16号 令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第15 議案第17号 令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第18号 周防大島町沖家室シーサイドキャンプ場設置条例の制定について
- 日程第17 議案第19号 周防大島町自然休養村管理センター設置条例の廃止について
- 日程第18 議案第20号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第21号 周防大島町空家等の適正管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第22号 周防大島町スクールバス条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第23号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第24号 周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第25号 周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第26号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第25 議案第27号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第26 議案第28号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第27 議案第29号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第30号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第31号 むつみ荘の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第32号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第33号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について

出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 山中 正樹君 | 2 番 | 栄本 忠嗣君 |
| 3 番 | 白鳥 法子君 | 4 番 | 竹田 茂伸君 |
| 5 番 | 山根 耕治君 | 6 番 | 岡崎 裕一君 |
| 8 番 | 田中 豊文君 | 9 番 | 新田 健介君 |

10番 吉村 忍君
12番 小田 貞利君
14番 荒川 政義君

11番 尾元 武君
13番 久保 雅己君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君 議事課長 池永祐美子君
書 記 浜元 信之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	藤本 淨孝君	副町長	……………	岡村 春雄君
教育長	……………	星野 朋啓君	病院事業管理者	……………	石原 得博君
総務部長	……………	中元 辰也君	健康福祉部長	……………	重富 孝雄君
上下水道部長	……………	山本 正和君	統括総合支所長	……………	岡本 義雄君
会計管理者兼会計課長	……………				江本 達志君
教育次長	……………	木谷 学君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
総務課長	……………	梅木 義弘君	財務課長	……………	岡原 伸二君
農林水産課長	……………	行田 一生君	商工観光課長	……………	藤本 倫夫君
政策企画課長	……………	中原 藤雄君	施設整備課長	……………	谷口 正義君

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和5年第1回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、白鳥法子議員、4番、竹

田茂伸議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る2月24日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から3月24日までの22日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から3月24日までの22日間とすることに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、昨年12月定例会以降の諸般について御報告いたします。

まず、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（12月・1月・2月実施分）および定期監査（12月・1月・2月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、陳情・要望につきましては、12月定例会以降、山口県建設業協会大島支部から入札・契約制度の改正への要望についてと、竜崎温泉指定管理受託者有限会社千鳥から原油等の高騰に伴う光熱費の補填についての要望書を受理しましたので議員配付として既にお手元にお届けしております。

続いて、系統議長会関係について御報告いたします。

はじめに、柳井地区広域市町の関係では、令和4年12月22日に招集された柳井地区広域消防組合議会第2回定例会並びに令和5年2月24日の第1回定例会へは吉村議員と久保議員が出席。また、令和4年12月26日の柳井地域広域水道企業団議会第2回定例会並びに令和5年3月1日の第1回定例会へは竹田議員と山根議員が出席いたしております。

次に、山口県の関係では、令和5年2月17日に山口県離島振興市町議会議長会定例会および山口県町議会議長会2月定例会が開催され、ともに令和5年度の事業計画（案）並びに新年度予算（案）等を審議して全て原案のとおり可決しました。

また、午後から全国町村議会議長会自治功労者表彰および町村議会表彰の伝達式が行われ、私、荒川政義が都道府県町村議会議長会会長職3年以上の在職功労者として表彰されました。

令和元年7月から現在に至るまで私は山口県町議会議長会の会長を務めておりますが、引き続

き、鋭意努力してまいる所存でございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

なお、伝達式の後には、一般社団法人C i a l F r a m eの代表理事、中根元美氏を講師にお招きし、SDG s・リスク・発展性から考える性の多様性について研修会が行われ、本町議会からは10名の議員の参加をいただきました。

続きまして、全国の関係について御報告いたします。

令和5年2月7日の町村議会の制度・運営に関する検討委員会では、地方自治法の一部改正が令和4年12月16日に公布されたことや、町村議会の運営に関する新たな検討組織の設置（案）が報告され、その後の全国町村議会議長会理事会では、議会3団体、都道府県議会議長会、市議会議長会、町村議会議長会による要請活動など、6件の報告を受け、令和5年度の事業計画（案）や収支予算（案）のほか、第74回定期総会の運営等について協議を行いました。

これらのほか、当日は町村議員会館理事会、共済会理事会、互助会理事会並びに中国地区町村議会議長会会長・事務局長会議に出席いたしました。

翌、8日の全国町村議会議長会第74回定期総会では、自治功労者表彰および町村議会表彰のほか、町村議会広報表彰の受賞者が発表され、その後の議事においては決議として、地方議会は地方公共団体の重要な意思決定を行う位置づけにあり、議員は住民の負託を受け、誠実にその職務を行うことを地方自治法に明文化すること。また、各企業の就業規則において、立候補に伴う休暇制度を設けることを要請するなど、立候補の環境を整備することや、町村議会議員の報酬の改善に向け地方財政措置の充実を図ること。そして、議会のデジタル化への取組に対する技術的・財政的な支援を求めることとした第33次地方制度調査会の答申を踏まえた地方自治法の改正等の早期実現を求める決議を満場一致で採択をいたしました。

なお、総会に引き続き、都道府県会長会、共済会代議員会、互助会代議員会並びに町村議員会館臨時評議員会へ出席いたしております。

続く令和5年2月9日は全国離島振興市町村議会議長会理事会の後、第2回総会および今年度第3回目の離島振興に関する研修会に出席し、総会においては、離島振興法の一部を改正する法律が令和4年11月18日に可決・成立したことの報告があり、その後、令和5年度の事業計画（案）並びに収支予算（案）が審議され、全て満場一致で可決されました。

また、研修会には、国土交通省国土政策局離島振興課長の駒田義誌氏を講師にお招きし、改正離島振興法および令和5年度離島振興対策予算（案）について御講演を拝聴いたしました。

以上が全国の関係であります。

最後に、議員研修並びに議員派遣について御報告いたします。

令和5年1月10日から12日にかけて行った東京への議員研修には11名の議員が参加し、これには藤本町長にも御同行いただきました。

まず、一般社団法人C i a l F r a m e 代表理事の中根元美氏を講師にお招きし、セクシュアル・マイノリティの研修では、SDG s 17 の目標のうち先進諸国の中で日本が遅れを取っているジェンダー平等に関することやS O G I ハラスメントのお話に加え、当事者の体験談を拝聴いたしました。これらは現代社会の中で、その変化への対応と組織的な取組が求められていると実感いたしましたところでございます。

なお、この研修に関連し、令和5年2月21日、KKRホテル東京において、E E S a ! A w a r d 2 0 2 2 授賞式が執り行われ、周防大島町議会を代表して栄本議員、吉村議員が出席のもと、枠のない社会のために多様化を促進させる優秀な取組を実践した団体として、周防大島町議会が表彰されました。

L G B T Q など、性的マイノリティを取り巻く様々な偏見と差別を解消し、人々が自分らしく生きられる社会の実現に向け、今後も執行部とともに取り組んでまいり所存でございます。

次に、全国町村議会議長会事務総長、望月達史氏の講演では、議員のなり手不足の第1の要因は議員報酬の低さにあり、それを解決するためには議会改革を進め、我々の活動量や内容を明確にし、住民の理解を得ることが何よりも大切であること。また、多様な人材が議会に参画するためには兼業禁止を緩和し、請負禁止の範囲を見直す必要があることのほか、地方議会におけるデジタル技術の活用や第33次地方制度調査会の答申について地方公共団体が直面している様々な課題の解決に向けた取組等を御教示いただきました。

続きまして、令和5年2月15日には全国町村議員会館において町村議会広報クリニックが開催され、議会広報編集特別委員会の吉村委員長、栄本副委員長、山根委員および岡崎委員が出席されました。

委員各位におかれましては、今後もさらに知見を深め、斬新なアイデアやチャレンジ精神のもと、より多くの方に関心を持って読んでいただける議会広報誌の発行を期待しております。

最後に、町人会の関係でございますが、令和5年1月22日に開催された東京久賀倶楽部総会へ岡崎議員が出席されました。議会を代表し、会員との情報交換や親睦の和を広め、ふるさと大島に対する熱い思いと寄せる期待の大きさに責任の重大さを深く感じたことと存じます。大変お疲れさまでございました。

なお、関西橘町人会、東京東和町人会、東京たちばな会、東京大島ふるさと会につきましては、情報が入り次第、議員各位にお知らせをいたしますのでよろしくお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4. 施政方針並びに提案理由の説明・行政報告

○議長（荒川 政義君） 日程第4、施政方針並びに提案理由の説明・行政報告に入ります。

町長から施政方針並びに提案理由の説明・行政報告を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和5年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

令和5年度一般会計予算をはじめ、各特別会計予算並びに諸議案につきまして御審議いただくにあたり、町政運営に臨む私の基本的な考え方の一端を申し述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

全国的に新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が減少傾向にあり、山口県においても同様に減少傾向となっております。

国は、特段の事情がない限り、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについて、令和5年5月8日から現在の2類相当から5類に変更する方針が決定され、令和5年3月13日からマスクの着用についても、個人の判断に委ねることを基本とする方針も示され、今後の新型コロナウイルス感染症の対策においては、大きな転換点を迎えることになると考えております。しかしながら、本町は高齢者の方も多く引き続き感染状況を注視してまいります。

およそ3年におよぶコロナ禍の長期化等により、町民の方々の暮らしや地域経済に大きな影響が生じ、町政を取り巻く環境は大きく、そして、急速に変化しております。

現在は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつありますが、原材料価格の上昇や電気代や燃油代等のエネルギー・食料価格の高騰などへの対策が大きな課題となっております。

このような状況の中でも、町民サービスの水準を維持し、さらには、本町の行財政運営の基本となる総合計画にて将来像として掲げております人と自然が響きあう笑顔あふれる安心のまち周防大島の実現に向け、長期的な視点に立った町政運営を進めていくとともに、社会情勢の変化が生じている中においても、新たに求められるニーズに的確に対応しながら、本町がこれまで育んできた環境、産業、医療・介護・福祉、教育、防災など、あらゆる分野で一層磨きをかけて周防大島町らしさを深化させていくことが必要であると考えております。

それでは、改めて本町を取り巻く状況とともに申し上げます。

日本経済の現状について、内閣府が発表した2月の月例経済報告によりますと、景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しているとし、先行きにつきましては、ウィズコロナのもとで、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響などを注視する必要があるとの基調判断を行っております。

国における令和5年度の予算編成についての考え方として、我が国の経済はコロナ禍からの社

会経済活動の正常化が進む中で緩やかな持ち直しが続いております。

その一方で、ウクライナ情勢を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰、欧米各国の金融引締めによる世界的な景気後退懸念など、我が国の経済を取り巻く環境には厳しさが増しているとされております。

このような状況において政府は、経済財政運営と改革の基本方針2022、こちらは骨太の方針というものでありますが、こちらに沿って、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、これはグリーントランスフォーメーション、そして、DX、こちらはデジタルトランスフォーメーションであります、といった成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速や、外交・安全保障環境の変化への対応、防災・減災、そして、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保をはじめとした重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を行い、その政策効果を国民や地方の隅々まで速やかに届け、我が国の経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくことを目指すとされております。

次に、本町の財政状況についてであります。

令和4年9月議会において認定をいただきました令和3年度決算のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、こちらに基づく健全化判断比率等は、早期健全化基準を下回っているところであり、財政構造の弾力化を判断する経常収支比率についても、令和3年度は普通交付税の追加交付等により、前年度より3.9%と改善されましたが、92.4%と依然として高い比率であり、財政構造の弾力性は少ない状況であります。

また、本町の主要財源である普通交付税については、令和2年から合併特例措置が完全になくなり、今後は、国勢調査の人口減少の影響や町税、各交付金等の推移により減額となる見込みでおります。

さらに、病院事業や下水道事業等の特別会計への繰出金につきましても、予算総額の約4分の1を占めていることを鑑みますと、今後も一層の財源不足が懸念されることから、令和5年度においても、非常に厳しい財政状況を十分に認識をして危機感をもって、より厳格な行財政運営を行い、本町の最重要課題である財政の健全化に取り組む必要があると考えております。

それでは、令和5年度の重点政策について申し上げます。

重点政策の第1は子育て・教育支援についてであります。

以前から皆様にお話ししておりますとおり、私自身、子育て世代の代表として、子育て・教育支援を充実させ、周防大島町で子育てをしてみたい、子育てをしてよかったと思っただけけるようハード・ソフト事業の両輪で進めていきたいと考えております。

そのためには、まずは安心して出産ができる環境づくりが必要であり、柳井医療圏域内の総合

病院に対して産科医師の確保のための支援や妊娠・出産・子育てに関するワンストップ相談窓口としての子育て世代包括支援センター事業の充実や健康相談・健康教育・健康診査・訪問指導など、関係機関と連携しながら妊娠期から切れ目のない支援を行ってまいりたいと考えております。

また、子育てしやすい環境づくりといたしまして、保護者負担の軽減のため米空母艦載機部隊配備特別交付金、こちらを財源とし、町内小中学校における学校給食費の無償化事業、それに加えて、あるいは教室通学者やアレルギー対策での弁当持参者で町が提供する学校給食が食べられない児童そして生徒について、学校給食費無償化相当分を補助金として交付する事業を進めることとしております。

さらに、育児放棄や児童虐待などの要保護児童の早期発見・早期対応のための子育て支援のネットワークづくりを推進し、児童の健全育成や仕事と子育ての両立支援のための延長保育等の保育サービスの充実を図るとともに、乳幼児の健康診査や育児相談により乳幼児期から健康管理の充実を図り、安心して子育てができるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、教育支援についてでございますが、教育の質の向上は、未来を担う子ども達へのとても重要な投資であり、支援であると考えており、ICT教育を引き続き推進し、学習において効果的に活用するため、ICTセンター主任や支援員を配置するなど、児童・生徒が主体的に学習する新たな学びを創造するための整備を継続して行い、ALTによる外国語教育など、幼少期から英語に触れる機会を創出し、保育園、小学校、中学校、高等学校と各年代に応じた英語教育の提供に努め、国際理解教育とグローバル人材を育成するための教育の充実も図りたいと考えております。

また、昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となりましたが、高校生を対象とした語学留学事業を姉妹島のカウアイ島で実施し、語学力の向上はもとより異文化を理解し、交流したり、活躍できる次世代の人材育成を図りたいと考えております。

さらに、郷土愛を育む機会づくりとして、この島で地域との積極的な交流による心豊かにたくましく生きる周防大島っ子の育成を図るとともに、本町の貴重な歴史資源、民俗学者宮本常一先生が残された著作や資料などを通じて、豊かな人間性やふるさとへの愛情と誇りを育む活動についても推進し、地域資源を有効に活用した教育活動を展開するため、社会科副読本きょうど大島の改訂を行うこととしております。

第2は、安心・安全対策についてであります。

安心・安全なまちづくりは町民生活を支えるうえで大変重要なものであり、南海トラフ巨大地震や津波、大雨による土砂災害などの自然災害や交通事故、火災、犯罪などから町民の生命や暮らしを守るため、関係機関・団体と緊密に連携しながら、的確な対策を講じてまいりたいと考えております。

はじめに、防災対策につきましては、自助・共助・公助の取組を一層推進させるためのハザードマップ等を活用した広報活動、防災訓練や防災講演会等を通じ、町民の皆様が学び考える場を確保することで防災意識の醸成を図るとともに、自主防災組織等が災害時に効果的な活動ができるよう活動支援補助金を交付し、支援を行ってまいります。

また、災害・非常事態に強い公共インフラの整備、平時や災害時に安定的に情報が伝達できるよう防災行政無線再整備を年次的に実施してまいります。

消防体制につきましては、消防団員の減少や高齢化に対応した消防団組織の再編の検討や消防施設の更新・整備に取り組み、女性を含む消防団員の確保に努めながら、火災や激甚化する自然災害などにも対応し得る地域消防力の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、交通安全、防犯対策については、関係機関・団体と連携を図りながら交通ルールの遵守とマナー向上を促進するとともに、交通安全施設等の整備に努め、防犯対策では、全国的にうそ電話詐欺などの特殊詐欺が多く発生していることから、警察をはじめ関係機関との連携を強化し、町民の防犯意識の向上を図るとともに引き続き犯罪や事故防止、そして、行方不明者の捜索等のため公共の場所に防犯カメラを設置してまいります。

第3として、未来につながる基盤強化についてであります。

本町をはじめ多くの自治体では、人口減少や少子高齢化の進展、複雑多様化する住民ニーズへの対応、自治体DXの推進や環境問題、空家空地対策、公共施設の維持管理、さらには財政難などといった大きな課題に直面しており、持続可能な行財政運営を確立するためには、戦略的な未来への投資が必要であると考えております。

そのようなことから、本町の総合計画の基本目標に3つのまちづくりを掲げており、令和5年度に各分野において新規事業として26事業と拡充事業12事業を計画し、継続事業においてもしっかりと取り組むことで、本町の未来につながる強い基盤をつくることで、町民の皆様や事業者の方々のチャレンジを後押しができるものと考えております。

本町が抱える課題は多岐にわたりますが、町民の皆様が周防大島町で暮らしてよかった。ずっと住みたいと思っただけのよう、引き続き職員とともに全力で町政運営に取り組んでまいり覚悟でございますので、町議会をはじめ、関係各位のなお一層の御支援、御協力をお願いいたします。

それでは、令和5年度の当初予算編成について、御説明を申し上げます。

総務省による地方財政対策においては、通常収支分として、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に供給できるよう、交付団体をはじめ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和4年度地方財政計画

の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本とし、地方財政対策を講ずることとして、地方税、地方交付税等の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで、前年度に比し1,500億円、0.2%増の6兆1,635億円を確保するとしております。

また、さきにもあげましたけれども、経済財政運営と改革の基本方針2022では、国際情勢の変化と社会課題の解決に向け、強靱で持続可能なものに変革していく新しい資本主義を起動し、我々自身の資本主義をバージョンアップしていくことにより自由で公正な経済体制を一層強化していくこととしております。

それでは、お手元にお配りいたしました当初予算案の概要により御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

まず、1. 予算編成についてでございます。

令和5年度は私にとって町長就任後3年目の予算編成となりました。

本町では、行財政運営の基本となる新たな総合計画が令和3年度からスタートし、将来像として掲げました人と自然が響きあう笑顔あふれる安心のまち周防大島の実現に向けて、長期的な視点に立った町政運営を進めているところでございます。

また、喫緊の課題である人口減少や少子高齢化にも、依然歯止めがかからない状況ではありますが、私の掲げる基本目標であるたのしい島・すみたい島・いきたい島の3つの大きな柱の実現に向けて、子育て・教育支援そして安心・安全対策、また、未来につながる基盤強化に結びつく各種施策を展開し、勇気と真心をもって果敢にチャレンジしてまいりたいと考えております。

しかしながら、自主財源に乏しい本町にとりましては、国からの地方交付税を主要財源とした財政運営を進めておりますが、限られた財源を有効的に活用し、持続可能な財政基盤の確立を図りつつ、令和5年度の各種事業に取り組んでまいりる予定としております。

また、令和4年度にはこれまでの再編交付金交付終了後の新たな米空母艦載機部隊配備特別交付金を活用した学校給食費無償化事業基金を積み立て、令和5年度から給食費無償化にかかる所要額を計上いたしております。

さらに、今後のまちづくりを進めるにあたり、財政基盤の拡充を図るため、合併特例債を活用した合併地域振興基金を令和元年度に続き積み立てる予定としております。

次に、2. 予算規模といたしましては、本町の令和5年度当初予算は、一般会計で146億9,000万円、前年度に比べ、8億1,000万円の増額、比率にして5.8%の増となっております。

また、国民健康保険事業特別会計から渡船事業特別会計までの4特別会計は65億3,029万円で、前年度に比べ、4,942万3,000円の減額、比率にして0.8%の減、水道事業会計から病院事業会計までの3企業会計は、97億3,622万2,000円で、前年度に比べ、2億

6,597万3,000円の増額、比率にして2.8%の増、合計では、309億5,651万2,000円、前年度に比べ、10億2,655万円の増額、比率にして3.4%の増となっております。

一般会計について増額となった主な要因といたしましては、歳入では、普通建設事業の影響から県支出金が大幅減となる一方、特別交付税、地方消費税交付金については増額を見込み、若者定住促進住宅建設事業や学校給食費無償化事業の財源とするための基金繰入れなどがあげられます。

歳出では、防災行政無線再整備事業、若者定住促進住宅建設事業、小学校空調設備改修事業など、普通建設事業費の増加や合併地域振興基金積立金などがあげられます。

5ページをお願いいたします。

Ⅱの予算総括表についてであります。

本町の令和5年度当初予算は、一般会計と国民健康保険事業特別会計から渡船事業特別会計までの特別会計を合わせると、合計で、212億2,029万円となっており、前年度比3.7%の増、7億6,057万7,000円の増額となっております。

次に、水道事業特別会計では、収益的支出で8億3,278万1,000円、資本的支出で2億4,409万8,000円、下水道事業特別会計では収益的支出で10億3,341万4,000円、資本的支出で16億6,352万8,000円、病院事業特別会計では収益的支出で51億217万1,000円、資本的支出で8億6,023万円の予算となったところであります。

6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入の状況でございますが、1款町税は前年度から402万8,000円増の12億7,242万3,000円、対前年度比0.3%の増額計上となっております。

7款地方消費税交付金や10款地方交付税につきましては、前年度の実績見込みや地方財政計画等により試算をして計上しており、地方消費税交付金は5,900万円増額、地方交付税は3,000万円増額の73億8,000万円を見込んでおります。

15款県支出金につきましては、令和4年度に計上した地家室園地整備事業等にかかる補助金の皆減等により、2億4,663万2,000円減額の8億538万4,000円となっております。

続いて、18款繰入金は、各基金の取崩しでございますが、3億4,530万3,000円増額の9億5,417万3,000円となっております。

財源不足を補うための財政調整基金は、7億3,301万6,000円を繰り入れることとしております。

また、新たに学校給食費無償化に伴う学校給食費無償化事業基金から3,624万5,000円

を繰り入れることとしております。

21款町債につきましては、7億9,200万円増額の21億7,190万円の計上となっております。

先ほど申し上げましたが、防災行政無線再整備事業や若者定住促進住宅建設事業等の財源となる過疎対策事業債のほか、小学校空調設備改修事業や合併地域振興基金積立金等の財源である合併特例債がその主なものでございます。

以上が歳入の状況でございますが、7ページの下の表にお示ししておりますとおり、本町の町税等による自主財源比率は18.3%と低い状況でありまして、依然として地方交付税や町債、国庫支出金や県支出金といった依存財源、こちらは81.7%になりますが、こちらに頼らざるを得ない厳しい財政状況となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出の状況を目的別にお示ししております。

1款といたしまして、議会費では33万7,000円増額の9,117万7,000円の計上でございます。

2款総務費では、合併地域振興基金に5億円積み立てるほか、防災行政無線再整備事業や若者定住促進住宅建設事業などにより10億4,885万1,000円増額の27億751万9,000円の計上でございます。

3款民生費では、2,641万1,000円減額の24億6,575万4,000円となっておりますが、小学校統合に伴う東和児童クラブ、こちらは仮称であります、新築事業費を新たに計上いたしております。

4款衛生費では、じん芥処理施設やし尿処理施設の改修費等により、1億677万7,000円増額の9億766万1,000円の計上となっております。

5款農林水産業費では、海岸保全整備事業費が増額となっておりますが、令和4年度に計上しておりました地家室園地整備事業費等の減額により、3億9,293万5,000円減額の7億1,039万2,000円の計上でございます。

6款商工費では、道の駅サザンセットとうわの改修事業費等により1,878万6,000円増額の5億5,726万8,000円の計上でございます。

7款土木費では、道路橋りょう維持管理事業費は増額しておりますが、令和4年度に計上した管内図作成業務の終了等により、2,779万5,000円減額の5億671万1,000円の計上でございます。

8款消防費では、令和4年度に計上した耐震性貯水槽の設置事業終了等により4,886万6,000円減額の4億5,098万円の計上でございます。

9款教育費では、小学校施設改修事業として浮島小学校および島中小学校の空調設備改修等により1億4,805万円増額の11億822万7,000円の計上となっております。

また、学校給食費無償化にかかる基金の充当も行っております。

また、10款災害復旧費は、過年度道路橋りょう災害復旧事業等で9,227万6,000円を、そして、11款公債費につきましては17億6,351万7,000円を、そして12款諸支出金には4つの特別会計と3つの企業会計への繰出金32億9,851万8,000円を計上いたしております。

なお、13款予備費につきましては、前年度と同額の3,000万円としております。

次に9ページをお願いいたします。

この表は、8ページの目的別の歳出予算を性質別にそれぞれ分類し、表記し替えたものでございます。

次に10ページをお願いいたします。

地方債残高の状況でございますが、上段の表の一般会計における起債残高は、令和5年度末には4億7,473万9,000円増額し、157億1,862万1,000円になると見込んでおります。

11ページには各基金の状況をお示ししております。

財政調整基金は、令和5年度予算では7億3,301万6,000円の取崩しを予定しております。また、下から8行目の合併地域振興基金には新たに5億円積み立てる予定のため、利子を含めた額を計上しております。

その2行下の学校給食費無償化事業基金には、学校給食費無償化に要する経費として3,624万5,000円を取崩す予定としております。

続きまして、13ページからは主要事業の概要につきましてお示しをしております。

本町の総合計画の3つの基本目標であります、1. 自然と共生した快適で活力あるまちづくり、2. 人が元気で活躍するまちづくり、3. 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくり、こちらに沿って各事業を分類し、掲載いたしております。

それでは、新規事業を中心に幾つか御紹介させていただきます。

13ページ、産業の振興の新規事業の一番上でございます。農業担い手対策効果分析業務でございますが、農業担い手の技術習得等の様々な支援対策を分析・検証することで、新たな農業担い手確保対策等への展開を図ろうとするものでございます。

4つ目の道の駅サザンセトとうわ改修事業では、道の駅利用者が快適に過ごせるように、また、観光客増加を図るため改修等を行うものでございます。

16ページをお願いいたします。

生活環境の整備では、新規事業の一番上の危険空家等除去事業補助金でございますが、空家等対策といたしまして、危険な空家等を除去、こちらは解体するための費用の一部を補助するものでございます。

3つ目の浄化槽適正管理推進事業は、浄化槽の適正な管理を推進するため、ブロワの交換費用や浄化槽本体の修繕費用を助成するものでございます。

17ページの中段には、継続事業でございますが、久賀・大島地区および東和片添地区において、引き続き公共下水道事業の整備を行うものでございます。

18ページをお願いいたします。

都市基盤の整備の新規事業の一番上、町内10Gネットワーク構築事業は、町内の光ケーブルの通信速度を現状の1ギガから10ギガに更新し、高速通信が利用できる環境を整備するものでございます。

その下のローカル5G基地局整備事業では、旧油田小学校へローカル5Gの高速通信環境を整備する事業でございますが、都市部からの企業を誘致し、デジタル技術を活用した地域課題の解決を目指そうとするものでございます。

その下からは、DX推進関連の3つの事業でございます。

町公式LINE申請支援事業は、LINEのトークとマイナンバーカードを用いた一問一答形式のオンライン申請ができるようにするものでございます。

続いて、イベント情報集約サービス事業は、AI（人工知能）により町内で開催されるイベントを集約し、町ホームページ等で掲載し、イベント情報を配信するものでございます。

続いて、画像処理技術導入業務事業です。こちらは、周防大島町の観光地やイベントの様子をAR（拡張現実）やVR（仮想現実）の技術を用いてリアルな体験を可能とすることで、観光客の集客や地域の活性化を図ろうとするものでございます。

それでは、19ページをお願いいたします。

定住の促進の新規事業、若者世帯住宅取得応援事業でございますが、若者世帯の本町へ移住促進と町外への転出抑制を図るため、若者世帯が新築住宅または中古住宅を取得する際の支援を行うものでございます。

また、その下の継続事業ですが、2つ目の若者定住促進住宅建設事業、こちらは大島地区へ第3期分の4戸の住宅の建設工事等を行うものでございます。

続いて、20ページをお願いいたします。

次は、学校教育の関係でございます。

新規事業の一番上、学校給食費無償化事業でございますが、令和5年4月から米空母艦載機部隊配備特別交付金による基金を財源といたしまして、町内小中学校の学校給食費の無償化をはじ

めるものでございます。

2つ目の学校給食費等補助金こちらは、学校給食費無償化に関連するものですが、アレルギー対策等による弁当持参者で、町が提供する学校給食が食べられない児童生徒の保護者に対して学校給食費無償化相当分を補助金として交付するものでございます。

一番下の2つの事業であります。浮島小学校と島中小学校の空調設備改修でございますが、老朽化が進み不具合のある現在の全館空調設備を個別空調設備へ更新する事業でございます。

21ページをお願いいたします。

拡充事業の4つ目と5つ目の部活動改革事業とICT教育支援事業、こちらには、新たに部活動センター主任、ICTセンター主任を配置し、それぞれの事業の推進を図ろうとするものでございます。

24ページをお願いいたします。

文化・スポーツ関係でございますが、ロードレース大会や少年サッカー大会など、各種スポーツイベントにつきましても継続して実施する予定でございます。

続いて、25ページをお願いいたします。

交流の継続事業ですが、上から4つ目の語学留学生派遣につきましては、本町と姉妹島であるハワイ州カウアイ島へ高校生を派遣するもので、語学の学習だけではなく、現地の方との体験交流を通して英語によるコミュニケーション能力の向上を目指しております。

次に、一番下の保健・医療の関係となりますが、出産・子育て応援給付金事業は、全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金による経済的支援を一体的に実施するもので、令和4年12月補正にて予算措置した事業を引き続き取り組むこととしております。

続いて、26ページの上から2つ目、周産期医療提供体制支援事業、こちらは、柳井医療圏内の中核病院である総合病院に対して、産科医師等を確保するため、医療圏内の市町が財政的支援を行い、周産期医療体制の維持を図るものでございます。

次に、27ページの下段、福祉関係でございます。

新規事業の東和児童クラブ、仮称であります。新築事業は城山小学校と森野小学校の学校統合に伴い、東和小学校地内に児童クラブを新築する事業でございます。

最後に、29ページをお願いいたします。

防災・消防・救急関係でございます。

新規事業の防災行政無線再整備事業は、安定的に防災行政無線を運用していくため年次的に更新する計画としており、令和5年度は、親局・中継局設備等を更新する予定でございます。

以上、主要事業につきまして、新規事業を中心に幾つか御紹介をいたしました。これまで取

り組んでまいりました継続事業等も掲載しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

以上が主要事業の概要でございます。

また、30ページには合併関連事業、31ページには米空母艦載機部隊配備特別交付金関連事業、32ページにはまち・ひと・しごと創生基金充当事業、33ページにはふるさと応援基金充当事業を掲載しております。34ページ以降には令和元年度以降の本町の財政状況を参考資料として添付しておりますので、あわせてご覧いただきたいと存じます。

以上が周防大島町の令和5年度当初予算案の概要でございます。（「町長、休憩」「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時30分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 続きまして、提案理由の説明について申し上げます。

今期定例会に提案しております案件は、報告1件、諮問1件のほか、令和5年度各会計当初予算、令和4年度補正予算、条例の制定および一部改正など合わせて35件であります。

報告第1号は、工事請負変更契約の締結について、専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

諮問第1号は、任期満了に伴う人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

議案第1号は、令和5年度周防大島町一般会計予算についてであります。

予算総額は146億9,000万円となっております。前年度当初予算比8億1,000万円の増額、率にして5.8%の増となっております。

議案第2号から議案第8号までは、令和5年度各特別会計予算に関わるものでございます。

議案第2号は、令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算であります。

一般会計から2億5,700万7,000円を繰り入れ、予算の総額は26億9,326万6,000円となっており、前年度当初予算比1,923万5,000円の減額であります。

議案第3号は、令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

一般会計から1億5,904万1,000円を繰り入れ、予算の総額は4億5,862万4,000円となっており、前年度当初予算比540万5,000円の増額であります。（発言する者あり）ごめんなさい。前年度当初予算比540万5,000円の減額であります。失礼しま

した。

続きまして、議案第4号は、令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計から5億5,338万5,000円を繰り入れ、予算の総額は32億8,506万8,000円となっており、前年度当初予算比715万7,000円の減額であります。

議案第5号は、令和5年度周防大島町渡船事業特別会計予算であります。一般会計から1,928万4,000円を繰り入れ、予算の総額は9,333万2,000円となっており、前年度当初予算比1,762万6,000円の減額であります。

議案第6号は、令和5年度周防大島町水道事業特別会計予算であります。

収益的予算については、収入合計を8億6,997万5,000円、支出合計を8億3,278万1,000円とし、資本的予算については、収入合計を4,217万3,000円、支出合計を2億4,409万8,000円とするものであります。

議案第7号は、令和5年度周防大島町下水道事業特別会計予算であります。

収益的予算については、収入合計を11億7,173万3,000円、支出合計を10億3,341万4,000円とし、資本的予算については、収入合計を13億7,908万3,000円、支出合計を16億6,352万8,000円とするものであります。

議案第8号は、令和5年度周防大島町病院事業特別会計予算であります。

収益的予算については、収入合計を51億218万3,000円、支出合計を51億217万1,000円とし、資本的予算については、収入合計を8,450万円、支出合計を8億6,023万円とするものであります。

議案第9号は、令和5年2月9日に山口県選挙管理委員会から、衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙について、令和5年4月11日告示、令和5年4月23日投票により執行する旨の通知があり、直ちに選挙に要する経費を予算化する必要が生じたことから、令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）を専決処分いたしましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

議案第10号から議案第17号までは、令和4年度各会計にかかる補正予算に関するものであり、決算見込みによる減額補正が主なものであります。

議案第10号は、令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）であります。既定の予算に、22億2,932万5,000円を追加し、補正後の予算を178億7,707万6,000円とするものであります。

議案第11号は、令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。既定の予算に2,523万5,000円を追加し、補正後の予算を30億1,637万

9,000円とするものであります。

議案第12号は、令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）であります。既定の予算から、2,788万3,000円を減額し、補正後の予算を4億3,576万5,000円とするものであります。

議案第13号は、令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。保険事業勘定の既定の予算から1億593万9,000円を減額し、補正後の予算を33億8,481万7,000円とするものであります。

議案第14号は、令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）であります。既定の予算から68万円を減額し、補正後の予算を1億1,642万円とするものであります。

議案第15号は、令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算等において所要の補正を行うものであります。

議案第16号は、令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。収益的収入及び支出予算において所要の補正を行うものであります。

議案第17号は、令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）であります。業務の予定量、収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算等において所要の補正を行うものであります。

議案第18号から議案第26号までは、条例の制定および一部改正に関するものであります。

議案第18号周防大島町沖家室シーサイドキャンプ場設置条例の制定については、廃校となった旧沖家室中学校の跡地を活用し、地域の魅力を味わうために必要な体験・交流施設を整備し、地域間の交流を促進するとともに、地域の活性化を図ることを目的とした条例を新たに制定するものであります。

議案第19号周防大島町自然休養村管理センター設置条例の廃止については、当施設は昭和52年に建築され、以前より施設利用がなく、築40年以上を経過し、老朽化のため危険となり再利用も不可能な状況であることから、同施設の設置を定めた条例を廃止するものであります。

議案第20号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、生活保護の医療扶助におけるマイナンバーカードの活用が令和5年度より本格導入されることに伴い、現在の法律において適用対象外となっている外国人の個人番号の利用を可能とするため所要の改正を行うものであります。

議案第21号周防大島町空家等の適正管理に関する条例の一部改正については、周防大島町空家等対策計画の策定に伴い、運用上必要な事項の追加等を行うものであります。

議案第22号周防大島町スクールバス条例の一部を改正する条例の一部改正については、東和小学校の開校により森野小学校が廃校となることから、スクールバスの運行にかかる停留所名の表記を改めるものであります。

議案第23号周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

議案第24号周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

議案第25号周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

議案第26号周防大島町国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、周防大島町国民健康保険条例に規定する出産育児一時金の額についても同様の見直しを行うものであります。

議案第27号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更については、地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更等について、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号山口県市町総合事務組合の財産処分については、山口県市町総合事務組合の事務を共同処理する団体の減少に伴い、組合の財産処分について議会の議決を求めるものであります。

議案第29号から議案第33号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第29号は、油宇集会施設、議案第30号は、小泊集会施設、議案第31号は、むつみ荘、議案第32号は、周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」、議案第33号は、周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」をそれぞれの施設にかかる指定管理者の指定についてお諮りするものであります。

以上、各案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明いたしますので、何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、この際、6件について行政報告をいたします。

はじめに、町職員の逮捕について御報告をいたします。

令和5年2月25日土曜日に光市浅江2丁目の国道において、道路交通法違反、こちらは酒気

帯び運転ということでございますが、こちらで健康増進課の主査職員が逮捕されるという事案が発生いたしました。

周防大島町の職員が酒気帯び運転で逮捕されるという、公務員としてあってはならない行為を犯しましたことに対しまして、町民の皆様並びに関係者の皆様に深くおわびを申し上げる次第でございます。

今後は、事実関係を確認のうえ、厳正に対処いたします。

このたびの職員の逮捕を重く受け止め、さらなる法令遵守を徹底するとともに、信頼回復に誠心誠意努めてまいります。

今回、このような事件を起こしたことに対しまして、改めて深くおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

2件目は、新型コロナウイルス感染症関連について報告いたします。

全国的に、新規感染者数が減少傾向にあり、山口県においても、年明け第1週をピークに減少傾向にあります。町民の皆様には、大変御心配をおかけいたしております。

国は、令和5年1月27日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについて、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から現在の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に変更するとともに位置づけの変更に関する対応方針が決定されました。

また、令和5年2月10日にはマスク着用の考え方の見直しが見直しがなされ、令和5年3月13日から個人の判断に委ねることを基本とする方針が決定されたところであります。

次に、本町におけるオミクロン株対応ワクチン接種につきましては、現在、令和5年2月末時点で8,612人の方が接種されており、令和5年3月末の接種完了を目指しているところです。

町民の皆様には、マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き3密を避け、基本的な感染対策をお願いいたします。

そして、私自身も令和5年1月31日から令和5年2月6日まで新型コロナウイルス感染により出張を見合わせるということがございました。自宅にてメール等を活用し、業務を行ったところでございます。皆様に御迷惑をおかけいたしました。今後も、健康に留意をいたしまして、努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、3件目でございます。ハワイ州カウアイ郡への渡航および東部地域グローバル人材育成事業の文化交流会への参加等についての御報告でございます。

令和5年1月15日から令和5年1月20日にかけて、山口県の事業であります令和4年度東部地域グローバル人材育成事業、グローバル探究プログラムのハワイ研修へ同行させていただき、文化交流会等への参加や、ハワイ州カウアイ郡長等への表敬訪問を行いましたので、御報告いた

します。

この事業は、山口県が地球規模・国際的な視点や経験を活かして、自分たちの地域社会に貢献する活動を行う人材を育成することを目的としたプログラムで、専用チャーター機により岩国錦帯橋空港からハワイへ渡航し、実地研修を行うもので、高校生141名をはじめ、教員等、山口県知事部局、山口県立大生および周防大島町からは私と荒川議長、椎木大島郡国際文化協会会長、そして、職員の4名を含む計188名が参加をいたしました。

主な内容としましては、カウアイ島での文化交流会へ、山口県や別行程にて渡航された柳居県議会議長をはじめ、山口県議会訪問団の皆様と一緒に参加をいたしました。この交流会は200人を超える規模で行われ、周防大島高等学校生とカウアイ山口県人会や地元の方々、そしてカウアイ郡のカワカミ郡長をはじめ、カバリオ前郡長やクサカ元郡長にも御参加いただくなど、これまでの交流の歴史やこれからの交流への期待を感じることでできる交流会となりました。

その後、私をはじめ周防大島からの渡航者4名は、独自の行程にて各関係機関を訪問いたしました。

まず、大島郡とハワイ州カウアイ島は、今年、姉妹島提携60周年を迎えることから、カウアイ郡のカワカミ郡長を表敬訪問し、カウアイ郡の庁舎において、60周年記念行事等について、カウアイ郡の関係者を交えて協議を行ってまいりました。先方からはカウアイ島での実施に向けた前向きで協力的な御提案をいただいたところでございます。

また、カウアイミュージアム、美術博物館でありますけれども、カウアイミュージアムの館長ともお会いし、60周年を契機とした本町とのつながり、とりわけ日本ハワイ移民資料館との関係強化について意見交換を行い、その具体的取組について今後協議していくこととなりました。

次に、カウアイ・コミュニティ・カレッジ、こちらの学長を表敬訪問し、夏の語学留学派遣事業について、協力的な申し出をいただくことができました。

このたびのカウアイ島訪問では、カワカミ郡長に何度もお会いする機会をいただき、周防大島町とのつながりや、人と人をつなぐ交流の大切さを強く感じていただくことができ、また、カウアイ島、そして、周防大島町のそれぞれの地域課題を話し合うことができまして、そして、カウアイ郡長も周防大島町を必ず訪問したいと申されておりました。

さらに、オアフ島においても、山口県や山口県議会訪問団の皆様とホノルル山口県人会の皆様との交流会への参加やカネオへ海兵隊基地の視察を行ってまいりました。現地では天候にも恵まれて、令和5年1月20日には、高校生をはじめ、全員が無事帰国することができ、関係の皆様には多大なる御協力をいただきましたことに厚く感謝、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後におきましても、山口県大島郡国際文化協会を中心に、幅広く国際交流を推進してまいり

たいと考えておりますので、議員各位におかれましては、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

4件目は、学校給食費無償化事業の実施および学校給食費の改定について御報告いたします。

周防大島町が提供する学校給食については、現在、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金、こちらは、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分、こちらを活用し、令和4年10月から令和5年3月までの半年間、給食費の無償化を実施しているところでございます。

また、令和4年第4回定例会の行政報告において、来年度以降も給食費無償化事業を継続するため、防衛省の米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源とした新たな給食費無償化事業を進めることをお伝えし、令和5年度当初予算編成に先行して、令和4年度分の同交付金を積み立てるべく、周防大島町学校給食費無償化事業基金条例の制定議案の御議決をいただきました。

このことに伴い、令和5年度当初予算からは、給食費収入に替わり学校給食費無償化基金から基金繰り入れを行うこととし、正式に給食費無償化事業をスタートする予定でございます。

次に、学校給食費の改定についてでございますが、本町の給食費は平成26年度に値上げし、9年間見直されておられません。しかし、原油価格や物価高騰等の影響から食材などの値上げが続いており、12月の補正予算において給食単価の10%を物価高騰分として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充て、給食内容の充実を図っているところでございます。

このような状況のもと、令和5年2月3日に開催した学校給食センター運営委員会において、食材費の値上がり状況等を鑑みた給食費の単価改定について御審議いただきましたが、小学校の給食費は255円から280円へ、中学校の給食費は305円から335円へ引き上げる答申を受けたところでございます。

これにより、学校給食費無償化事業に充当する基金繰入金額が約250万円の増額となりますが、学校給食は成長期にある児童・生徒が必要な栄養をバランスよく摂取し、望ましい食習慣を身につけ、豊かな人間関係を形成するなど、大変重要な役割を担っているものと考えております。

学校給食の運営にあたりましては、健全運営に努め、安心・安全な手作りの給食の提供、地元産食材の使用などに力を入れた質の高い給食の提供に一層努めてまいりますので、給食単価の改定について御理解を賜りますようお願いいたします。

5件目は、柳井地域の水道事業の広域化について、御報告をいたします。

本町の水道事業は、昭和29年に安下庄地区などにおいて簡易水道が給水開始され、その後、地区ごとに簡易水道を創設し、給水区域の拡張事業を行い、水道の普及に努めてまいりました。

平成29年度から地方公営企業法の適用を受ける水道事業として町内の簡易水道事業の統合を進め、令和3年度には町で1つの水道事業を経営しているところであります。

また、本町は地形的にも水源が乏しく、度重なる異常渇水の苦い経験から、水資源の確保のた

め、広島県境に建設された弥栄ダムに水源を求め、昭和57年に1市9町、現在は2市4町でございますが、構成する柳井地域広域水道企業団の設置に参加し、平成13年4月から全量受水をしております。

その後、水不足は解消され、渇水による断水・減水をすることなく、良質な水道水を町民の皆様へ送り届けることができっておりますが、弥栄ダムからの遠距離導水は高額な水道料金の要因となっており、加えて、人口減少による水需要の低迷から、水道事業の経営は大変厳しい状況となっております。

このため、平成29年6月30日に柳井地域の1市4町2企業団において、柳井地域水道事業広域化検討委員会を設立し、これまで、水道メーターや薬品の共同購入、柳井市との水道料金の窓口業務の共同化などにより、広域連携を進め、経費の削減を図ってまいりました。

大島大橋の送水管破損の際は、この地域の災害協定によって給水活動等の支援をいただいたところでございます。

この地域は、柳井地域広域水道企業団を設立していますので施設の広域化は既に進んでいる地域でございますが、さらに広域化を進めていくために、昨年度から2か年かけて柳井地域水道事業の広域化にかかる基本検討業務を外部委託し、これまで協議を重ねてまいりました。

今般、令和5年2月8日、検討委員会において、柳井地域の全ての水道事業が経営統合をおこなうという結論に至りましたので御報告いたします。

本町の水道ビジョンの基本理念であるおいしい水の安定供給に努め、安心して快適に暮らせる生活環境のまちづくりを継続していくための道が示されたものと思っております。

今後は、柳井地域広域水道企業団において、令和7年4月11日の統合を目標とし、令和5年度から準備を進めてまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後は、内部情報系システムの契約およびサポート期間満了について、御報告をいたします。

本町の内部情報系システムにつきましては、財務会計、行政評価システム、文書管理システム、グループウェアがございますが、平成16年10月の合併時から東芝と契約し運用しており、これまでに2度のハードウェア更新を行い、18年あまりが経過しているところでございます。

このたび、システムの保守契約が令和5年3月末、賃貸借契約が令和5年11月末をもって契約満了となりますが、システムの老朽化が進んでおり、東芝から後継製品のリリースは予定しておらず、契約の更新に応じず撤退をすと申し出がございました。

ただし、次期内部情報系システムへ移行するまでの期間はシステムの保守契約はサポートを延長し、機器の賃貸借契約は再リース契約をしていただけるとのことです。令和5年度に次期内部情報系システムの導入に向けて、プロポーザルにより最適な業者を決定のうえ、令和6年3月から新システムの導入を開始し、令和6年度中に全てのシステムを移行する予定として

おります。

なお、財務会計システムにつきましては、令和7年度当初予算の入力から新システムを使用する予定としておりますが、令和6年度の決算統計までは現システムを併用することを予定しております。

さらに、追加のシステムといたしまして、職員や会計年度任用職員の勤怠管理を行う庶務事務システムや給与管理システムの導入も予定しており、クラウド方式などにより調達コストの削減を図り、全職員に同型の端末を配置する予定としております。

以上、6件行政報告をさせていただき、施政方針、提案理由の説明をさせていただきました。

以上で終わります。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で施政方針並びに提案理由の説明・行政報告を終わります。
暫時休憩します。

午前11時19分休憩

.....
午前11時36分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長より修正事項があるそうです。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 先ほど申し上げました行政報告の中で修正を1つ、言い間違いがございましたので御報告を申し上げます。

水道のところで、今後はという一番最後のところであります。今後は柳井広域水道企業団において、ここは令和7年4月1日というのが正式であります。4月11日と発しておりましたので、4月11日ではなく令和7年4月1日の統合を目指すことを目標としておりますということで訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

日程第5. 報告第1号

○議長（荒川 政義君） それでは、日程第5、報告第1号専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）の執行部からの報告を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 報告第1号令和4年度浮島定住促進住宅建築工事の変更契約についてであります。

令和4年度浮島定住促進住宅建築工事につきましては、令和4年8月10日に平川建設株式会社と仮契約を締結し、同年第3回定例会において御議決を賜り、令和4年9月2日に本契約とし、令和5年1月12日に工事の完成期日を令和5年2月28日とする変更契約を締結し、工事を施工しております。

工事に際しまして、資材や機材の搬入をできる限り集約して台船運搬する計画としておりましたが、内装機材の一部に、納入時期の遅延が生じ、他の建築資材と同時搬入が困難となり、往路1回分の台船運搬の追加が必要となりました。

また、想定以上の伐採草木が発生し、資材置場が狭小となり、建築資材が搬入される前に伐採草木の処分のため、復路1回分の台船運搬を追加したことにより、請負代金を増額することが必要となりました。

つきましては、原契約の工事請負代金7,565万8,000円に124万9,600円を増額した7,690万7,600円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき令和5年2月9日に専決処分をさせていただきましたので、同法同条第2項の規定により御報告いたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了いたします。

日程第6. 諮問第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、補足説明をいたします。

現人権擁護委員であります河原光雄氏の任期が令和5年6月30日をもって任期満了となりますことに伴う後任候補者の推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

候補者といたしましては、長年、行政者として地域に携わり、福祉行政の経験が豊富であり、人権擁護に関しても造詣をお持ちの近藤晃氏を推薦いたしたいと存じます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。

以上のことから、人権擁護委員に適任であると思われますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、近藤晃氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦は、近藤晃氏を適任とすることに決定をいたしました。

日程第7. 議案第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第9号専決処分の承認について（令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第9号））についてを議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第9号専決処分の承認について（令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第9号））について補足説明をいたします。

去る2月9日に山口県選挙管理委員会から、衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙について、令和5年4月11日告示、令和5年4月23日投票により執行する旨の通知があり、直ちに選挙に要する経費を予算化する必要が生じました。

しかしながら、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたことから、議案書3ページのとおり、令和5年2月9日に地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に715万円を追加し、予算の総額を156億4,775万1,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

歳入につきましては、15款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金に、衆議院議員補欠選挙委託金715万円を計上いたしております。

歳出につきましては、14ページをお願いいたします。

2款総務費4項選挙費に新たに4目衆議院議員補欠選挙費を設け、報酬をはじめ選挙に要する経費について歳入と同額の715万円を新規に計上いたしております。

以上が、令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御承認賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第9号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号専決処分の承認について（令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第9号））について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定をいたしました。

日程第8. 議案第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第10号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第10号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）について補足説明をいたします。

別冊の一般会計補正予算つづりの1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に22億2,932万5,000円を追加し、予算の総額を178億7,707万6,000円とするとともに第2条により地方債の補正を行うものでございます。

歳入歳出補正予算につきましては、各事業の事業費の確定および精算見込みによる補正並びに財源調整を行いますとともに大幅な増収が確実となりました町民税の増額補正を計上いたしております。また、自主財源の増加に伴う近い将来の普通交付税減額に備え、財政調整基金への積立でも計上しております。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。13ページをお開きください。

まずは歳入でございます。1款町税1項町民税1目個人につきましては、高額所得者が増えたことなどを要因とする普通徴収分27億4,198万6,000円の増額補正でございます。

9款地方特例交付金2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は、固定資産税の軽減税分に対する減収補填77万9,000円の増額補正でございます。

13款使用料及び手数料1項使用料につきましては、駐車場使用契約の増、通夜など、大島斎場使用回数の減、星野哲郎記念館の入館者数の減による減額補正でございます。

14ページ、2項手数料は可燃ごみ処理および不燃ごみ処理件数の増加による衛生手数料71万円の増額補正でございます。

14 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金は、それぞれ事業の精算見込みにより、総額 3,467 万 3,000 円の減額となっております。

2 目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の精算見込みによる 2,736 万 8,000 円の減額補正、3 目災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧費負担金の内示額決定に伴う減額調整でございます。

15 ページ、2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金につきましては、離島高校生修学支援費補助金の実績見込みによる減額および新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付に伴う増額並びに社会資本整備総合交付金の減額でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、対策事業それぞれの実績見込みなどを勘案し、財源充当の調整を行っております。

2 目民生費国庫補助金は、総額 3,908 万 7,000 円の減額となっておりまして、住民税非課税世帯等価格高騰緊急支援給付金事業費補助金などの精算見込みによる減額のほか、国の生活保護医療事務のマイナンバーカード対応にかかる追加的な生活保護費補助金として 15 万 7,000 円を追加補正しております。

3 目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の年度精算見込みに伴う減額、6 目消防費国庫補助金は住宅・建築物耐震改修等事業交付金の確定による減額、8 目災害復旧費国庫補助金は、農業用施設の災害復旧事業費における設計額の確定および入札結果に伴う減額補正でございます。

16 ページ、15 款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金は、後期高齢者基盤安定負担金、私立保育所運営費負担金など、それぞれの事業の精算見込みによる調整となっておりまして、総額 2,820 万 3,000 円の減額補正でございます。

2 項県補助金 1 目総務費県補助金、2 目民生費県補助金、4 目農林水産業費県補助金、17 ページ、5 目商工費県補助金、6 目消防費県補助金につきましては、それぞれの事業の確定もしくは精算見込みによる調整となっております。

7 目教育費県補助金につきましては、部活動指導員配置事業補助金、国際交流推進事業補助金の実績見込みによる減額補正のほか、小中学校スクールバスへの安全装置導入支援として新たに県補助金 132 万円を計上しております。

3 項県委託金 1 目総務費県委託金は、住宅環境改善支援事業の実績見込みおよび参議院議員選挙経費の確定による減額でございます。

3 目衛生費県委託金は、病院事業局への地域外来・検査センター運営事業委託金の実績見込みによる減額、4 目農林水産業費県委託金は、県事業の換地面積および対象農家数減に伴う水利施設等保全高度化事業換地処分事務委託金の減額補正となっております。

18ページ、16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金につきましては、財政調整基金のほか、各基金の利子の調整でございます。

2項財産売却収入につきましては、主要県道大島環状線道路改良の進捗状況により面積が未確定となったことから財産売却が来年度になることに伴いまして、減額の補正となっております。

18款繰入金1項基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を皆減とする2億6,705万1,000円の減額補正をはじめ、それぞれの基金事業の精算見込みにより、繰入金額を調整しております。

19ページ、20款諸収入、3項貸付金元利収入につきましては、中小企業勤労者小口資金貸付金の実績がなかったことによる減額となっております。

20ページ、4項雑入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う語学留学生派遣事業の中止による参加負担金の減額、ごみ収集袋の実績見込額による減額、中山間地域等直接支払交付金事業などの過年度事業の精算に伴う一部返還金が主なものでございます。

21款町債につきましては、各事業の確定、または精算見込みによる調整を行っております。続きまして、22ページから歳出でございます。

主な事由につきましては、御説明いたします。

まず、1款議会費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による研修の中止等の実績見込みによる減額補正でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、実績見込みによる会計年度任用職員経費や公用車運転業務の減額並びに郵便後納の減少による通信運搬費の減額が主なものとなっております。

23ページ、2目文書広報費は、防災行政無線の再整備に向けた実施設計の入札結果による委託料の減額でございます。

24ページ、3目財政管理費は、コピーパフォーマンス使用量の減少による修繕費の減額、地方債借入手数料の減額が主なものとなっております。

4目会計管理費は、会計年度任用職員経費の調整でございます。

5目財産管理費は、それぞれの基金の利子等の積立額の調整を行っております。

なお、財政調整基金積立金につきましては、先ほど申し上げました、町民税、普通徴収分の大規模な増収に伴いまして、今回の歳入補正見積りおよび歳出補正要求の全体調整の結果としまして、25億3,757万3,000円の増額補正となっております。

今後、自主財源の増加に伴い、普通交付税が減額となる際の財源確保として、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

25ページ、6目企画費、企画一般経費につきましては、会計年度任用職員経費の調整、離島

振興事業費につきましては、実績見込みによる減額のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による行事等の中止・延期等による減額となっております。

26ページ、企業誘致対策事業および定住対策事業並びに空家対策事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止や参加の見合せ、入札結果による減額でございます。

7目支所及び出張所費は、橋支所管理経費における渡船利用の減および通信運搬費の見込減に伴う減額でございます。

8目電子計算費につきましては、実績見込みによる減額および県負担金の減額によるものでございます。

27ページ、9目地域振興費につきましては、地域づくり推進事業は、補助交付団体決定による地域づくり活動支援補助金の減額、自治会関係事業費は、自治会振興奨励金の確定による減額が主なものとなっております。

地域おこし協力隊経費につきましては、27ページの定住関連部門は着任計画月の変更による減額、28ページの情報関連部門はイベント参加実績などに伴う減額でございます。

同じく28ページの農林関連部門は雇用計画の延期、29ページの商工関連部門につきましては雇用予定がなくなったことにより、いずれも減額の補正となっております。

31ページ、2項徴税费2目賦課徴収費は、固定資産標準地鑑定業務の入札結果による減額でございます。

3項戸籍住民基本台帳費につきましては、会計年度任用職員経費の調整および戸籍情報システム改修にかかる国の仕様変更に伴う費用の減額並びに設置台数の見直しなどによる減額が主なものでございます。

32ページ、4項選挙費につきましては、参議院議員選挙経費の実績による減額補正となっております。

33ページ、6項監査委員費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、町村監査委員全国研修会が動画配信となったことによる減額でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、人権啓発活動事業につきましては、町民意識調査結果の集計・分析業務を来年度実施に計画変更したことに伴う減額でございます。

34ページ、福祉センター運営経費は、冷蔵庫が故障したことによる備品購入費16万1,000円の増額補正となっております。

生活困窮者自立支援事業および35ページ、住民税非課税世帯等価格高騰緊急支援給付金事業につきましては、事業費の実績見込みによる減額でございます。

介護保育等物価高騰対策支援金給付事業は、給付対象事業者の調整の結果、57万円の増額補

正となっております。

2目障害福祉費につきましては、障害者地域生活支援などの各障害福祉サービス関連事業の実績もしくは実績見込みによる調整となっております。

36ページ、3目老人福祉費につきましては、老人保護措置費の実績見込みの減、緊急通報システム利用台数の減による減額補正が主なものでございます。

37ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、実績見込みによる子育て施設等利用給付の減額でございます。

2目児童措置費、3目母子福祉費につきましては、各事業の実績見込みによる減額でございます。

38ページ、5目保育所運営費につきましては、私立保育所運営経費における各事業の実績見込みによる減額補正でございます。

3項生活保護費1目生活保護総務費は、国が進めています生活保護者の医療受診でのマイナンバーカード活用への対応にかかる追加経費として15万8,000円の増額補正でございます。

2目扶助費につきましては、生活保護扶助費の実績見込みによる減額でございます。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後0時03分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 引き続き、議案第10号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）の補足説明をさせていただきます。

39ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費につきまして、保健総務一般経費は、公用車購入の入札結果による備品購入費の減額のほか、過年度分の国県の負担金・補助金の償還金として189万円を新たに計上しております。

母子健診事業および地域外来・検査センター設置運営事業につきましては、実績見込みによる委託料の減額、病院事業局への繰出金の減額となっております。

2目予防費につきまして、検診事業および40ページの予防接種事業につきましては、受診者数などの減少による減額補正となっております。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業および接種対策費につきましては、国庫補助金等の精算見込みに伴う各種経費の減額でございます。

3目環境衛生総務費につきましては、広域水道企業団への人件費負担に関する2万4,000円

の増額補正でございます。

4 1 ページ、4 目火葬場費につきましては、斎場使用料の財源調整を行うとともに、橋斎場の利用増加による燃料費不足および管理料不足分として39万9,000円の増額補正となっております。

2 項清掃費 2 目じん芥処理費につきましては、じん芥処理経費はごみ袋購入費、ごみ収集業務、水質検査費などの入札結果による減額が主なものでございます。

じん芥処理施設管理経費につきましては、ダイオキシン・ガス測定費用の減少による減額補正となっております。

3 目し尿処理費は、し尿処理施設管理経費における衛生センターのメタノールタンク等の改修工事の精算による工事請負費の減額でございます。

4 2 ページ、5 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費につきましては、活動実績による報酬の減額、農家農地GISシステム改修の計画変更による改修費の皆減、備品購入の実績による減額補正が主なものでございます。

2 目農業総務費は、日良居地区換地業務の測量部分につきましては、町の実施から県実施へと変更になったことに伴う減額補正となっております。

3 目農業振興費、農業振興対策一般経費は、未実施となったルーラルオレンジフェスタ事業負担金の減額でございます。

4 3 ページ、担い手総合支援事業は、採用予定数に対する実績見込みの減により、大島農業担い手就農支援事業委託料および新規就農者確保事業補助金などの減額でございます。

なお、前年所得の確定に伴う前倒し交付分にかかる精査結果を受け、一部返還金20万4,000円を新たに計上しております。

特産対策事業は、実績による各事業補助金の減額でございます。

4 4 ページ、中山間地域等直接支払事業は、過年度事業分の精査結果を受け、一部返還金40万5,000円を新たに計上しております。

農業経営支援金事業は、県事業の上乗せ支援として実施しました肥料高騰対策緊急支援事業の実績見込みに伴う減額補正でございます。

4 目畜産業費につきましては、実績見込みに伴う畜産振興事業補助金の減額でございます。

5 目農地費につきましては、県営農業基盤整備事業の事業箇所および事業費の精算見込みによる負担金の調整並びに多面的機能支払事業での過年度事業にかかる償還金の新規計上でございます。

4 5 ページ、6 目水田営農費は経営所得安定対策推進事業の事業実績に伴う減額でございます。

2 項林業費 1 目林業総務費につきましては、林業総務一般経費は、事業の精算見込みによる工事

請負費および私有林造林等補助金の減額でございます。

有害鳥獣捕獲事業は、パトロール業務委託費、46ページ、備品購入費などの減額の一方、有害鳥獣捕獲にかかる委託費についてはイノシシ捕獲数の増加見込みにより490万円の増額補正でございます。

3項水産業費2目水産業振興費、水産振興対策事業につきましては、漁業経営構造改善事業補助金等への要望の一部取下げおよび一部辞退並びに承継者支援金の実績見込みによる減額補正となっております。

3目漁港管理費、漁港施設整備事業につきましては、資材価格上昇などにより、工事請負費に2,547万6,000円の増額補正を行いますとともに補助金内示額に伴う調整を行っております。

4目海岸保全事業費につきましては、補助金内示額の決定に伴う事業費の調整でございます。

47ページ、6款商工費1項商工費1目商工総務費につきましては、公用車の廃棄検討による車検費用等の減額、消費生活問題啓発パンフレットの入札結果による減額が主なものとなっております。

2目商工業振興費につきまして、労働者福祉対策事業は、中小企業勤労者小口資金貸付金の実績がなかったことによる貸付金の皆減でございます。

竜崎温泉管理運営経費および48ページ、ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費につきましては、指定管理者選定業務の完了に伴い、報酬などの減額となっております。

地域経済活性化支援事業につきましては、地域振興クーポン券業務の完了および事業拡大支援事業補助金の実績状況などによる、事業経費の減額補正でございます。

公共施設管理維持体制強化事業は、燃料高騰および電気料高騰が著しい中、指定管理施設である、竜崎温泉、ながうらスポーツ滞在型施設、総合交流ターミナルの各指定管理者に対し、持続化支援金を給付する目的にて435万8,000円を新たに計上しております。

49ページ、3目観光費、観光一般経費は、サザンセトロングライド事業の中止などによる報償費、消耗品費等の減額が主なものでございます。

施設維持管理運営経費につきましては、自然休養村管理センター解体の入札結果などによる減額でございます。

体験交流型観光推進事業は、新型コロナウイルスの影響による補助対象経費の減少に伴い、減額補正となっております。

50ページ、7款土木費1項土木管理費1目土木総務費は、管内図作成業務の精算見込みによる減額補正でございます。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費は、町道荒神線の分筆登記が来年度対応となった

こと、また街灯管理事業では、県道改良事業に伴う支障街灯撤去・新設が来年度対応となったことにより、減額補正となっております。

2目道路新設改良費につきましては、入札結果による委託料の減額および、県が実施する主要県道大島環状線道路改良に際しての、町の土地開発基金から一般会計への土地購入行為が、県事業の進捗状況から来年度対応となったことにより、公有財産購入費を皆減とする補正となっております。

51ページ、3項河川費1目河川管理費につきましては、精算見込みにより、排水ポンプ施設点検業務費の減額補正でございます。

2目河川建設費につきまして、河川整備事業は、委託料および工事請負費の精算見込みによる減額、県事業負担金（河川）は、県営建設事業にかかる負担金の精算見込みによる調整でございます。

4項港湾費2目港湾建設費は、県事業負担金の精算見込みによる減額でございます。

なお、伊保田港連絡橋の復旧工事の追加等により、52ページ、純単独港湾改修事業負担金につきまして528万1,000円の増額となっております。

5項都市計画費につきましては、精算見込みによる県事業の都市計画事業負担金312万8,000円の追加計上でございます。

8款1項消防費4目災害対策費につきましては、耐震診断、自主防災組織等防災訓練補助金をはじめ、各事業の実績見込みによる減額補正でございます。

53ページ、9款教育費1項教育総務費2目事務局費につきまして、教育総務一般経費は、会計年度任用職員経費の調整および周防大島高等学校通学支援費給付金の実績見込みによる減額でございます。

語学留学生派遣事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止により、事業費を皆減とする補正となっております。

54ページ、学校教育一般経費は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各経費の執行見込みによる減額が主なものでございます。

なお、来年度の難聴学級への入学者対応といたしまして、ロッジャータッチスクリーンマイク等の備品購入費21万6,000円を新たに計上しております。

55ページ、特別支援教育支援事業、適応指導教室事業、読書活動推進事業、部活動指導員配置事業、国際交流支援事業の各事業につきましては、支援員等の勤務実績見込みにより、報酬、旅費等の減額補正でございます。

I C T教育推進事業につきましては、タブレット端末購入の入札結果により、備品購入費を減額しております。

検定支援事業につきましては、受検人数が当初見込みに対し少ない実績となったため、減額補正となっております。

56ページ、学校統合経費は、来年度の東和小学校開校に向けた旧東和中学校改修工事にかかる監理業務の入札減および校章デザイン委託料を報償費対応としたことに伴う委託料の減額でございます。

スクールバス管理運営経費は、小中学校のスクールバスへ安全装置を設置するため、補助金を活用する事業費として297万円を新たに計上しております。

英語教育推進事業につきましては、イングリッシュキャンプの規模縮小などによる減額でございます。

ICT教育推進事業（新型コロナウイルス対策）は、ICT支援員の勤務実績による報償費の減額をはじめ、MDM初期導入設定業務、事務機器借上料、タブレットケース等備品購入費の契約額確定に伴う減額補正となっております。

57ページ、2項小学校費1目学校管理費につきましては、各小学校における新年度までの追加修繕対応費として68万円を増額補正するとともに、フッ素洗口などの実績により、検診業務委託料の減額補正を計上しております。

2目教育振興費、要保護・準要保護児童就学援助事業は、就学援助費の実績見込みによる減額でございます。

久賀小学校教育振興経費につきましては、腐食が進み危険である屋外バスケットゴールの板を交換するための修繕費13万6,000円を新たに計上しております。

58ページ、3項中学校費1目学校管理費につきましては、周防大島中学校体育館の掛け時計等の追加修繕対応費として45万5,000円を追加計上しますとともに、フッ素洗口の実績による検診業務委託料の減額となっております。

2目教育振興費につきましては、就学援助費の実績見込みによる減額、県体等派遣補助金の実績による減額、オンライン開催等の活用による中高一貫教育補助金の減額でございます。

59ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費につきましては、補助交付団体の決定による周防大島町文化振興事業補助金の減額、新型コロナウイルス感染症の影響により、生涯学習講座生の研修視察が中止になったことによる借上料の減額でございます。

公共施設管理維持体制強化事業は、指定管理公共施設への電気料高騰対策として、日本ハワイ移民資料館、八幡生涯学習のむら、総合体育館・陸上競技場施設に対し、持続化支援金を給付する目的として、新たに28万円を計上しております。

3目図書館費につきましては、図書システム保守契約の延長が可能となったことに伴い、不要となる修繕費の減額でございます。

5目社会教育施設費につきましては、大島文化センターの定期清掃業務の入札結果に伴う減額補正でございます。

60ページ、5項保健体育費1目保健体育総務費、大島郡体育協会運営経費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった大会が発生したことや、派遣費の助成が減少したことなどに伴う減額補正となっております。

3目学校給食費につきましては、久賀地区学校給食センター管理運営経費は、給食配送車を軽トラックから普通貨物トラックの活用へ変更することに伴い、円滑な搬入搬出のため、プラットホームおよび配膳室の一部改修を行うため129万8,000円の追加補正でございます。

大島地区学校給食センター管理運営経費につきましては、廃止となる東和給食センターの備品である、オゾン発生装置およびスチコン・フライヤーを活用するため、移設費として36万5,000円の追加補正となっております。

10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費2目海岸災害復旧費、現年度海岸補助災害復旧事業につきましては、海岸漂着流木等処理対策災害関連での処分委託料について、分別を実施することで町の清掃センター等での処分が可能となったこと等から、減額補正を行うものであります。

61ページ、2項公共土木施設災害復旧費につきましては、補助金内示額の決定に伴い、財源調整を行うものです。

11款1項公債費1目元金は、実績見込みによる長期借入金元金償還経費99万2,000円の増額でございます。

2目利子は、実績見込みによる長期借入金利子支払経費28万7,000円の増額でございます。

62ページ、12款諸支出金は、各特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整として、総額3,661万6,000円の増額補正となっております。

なお、病院事業特別会計繰出金（新型コロナウイルス対策）につきましては、既存の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業にかかる実績見込み分120万1,000円の減額とし、これに追加事業としまして、公営企業会計への光熱費高騰対策支援として2,030万6,000円を新たに加え、合計1,910万5,000円の増額補正となっております。

水道事業特別会計繰出金（新型コロナウイルス対策）につきましては、既存の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業にかかる実績見込み分を263万2,000円の減額とし、これに追加事業としまして、公営企業会計への光熱費高騰対策支援として49万円を新たに加え、合計214万2,000円の減額補正となっております。

また、下水道事業特別会計繰出金（新型コロナウイルス対策）につきましては、追加の新型コ

コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業としまして、公営企業会計への光熱費高騰対策支援として490万5,000円を新たに計上しております。

以上が、歳入歳出補正予算の概要でございます。

続きまして、8ページにお戻りいただきたいと思っております。8ページは、地方債の補正についてでございます。

水産業債、河川債、港湾債、過疎対策事業債、公共土木施設災害復旧事業債、合併特例事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が、令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第10号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 何点かお尋ねをいたしますが、まず、13ページの町税のことなのですが、これは、今回、これだけの金額が増えても交付税は先ほど御説明ありましたけれど交付税が落ちますよ、要するにプラスマイナスゼロというふうに捉えとっていいのかどうか。

それと新聞報道もされたんで、いろんな不確かな情報が流れていますが、その新聞報道の中で、町長のコメントに増収はありがたい、住みやすいまちづくりを進めたいとあります。これは一般論ということなんでしょう。抽象的な表現ということなんでしょうけれども、この増収によって何か施策に反映させるところがあるのかどうか、そこを御説明ください。

それから、44ページ、肥料高騰対策緊急支援事業600万円の減額というふうになっておりますけれども、これは予算は968万9,000円だったと認識しているんですが、執行がこれという4割ぐらいしかなかったかと。その辺のいきさつなり、理由なりを御説明いただきたいと思っております。

それから、49ページの公共施設維持体制持続化支援金435万8,000円、これも電気代高騰分の支援ということによろしいのかどうかということと、施設別にどういった金額でどういった算定がされているのか、その辺をちょっと補足してください。

それと、58ページの周防大島中学校体育館の修繕費45万5,000円、掛け時計の修繕等というふうな御説明がありましたけれども、内訳というんですか、どれぐらいのものをどれぐらいかかって、何箇所、何個修繕するのか、それと次のページ、59ページに周防大島町文化振興事業補助金というのがありまして62万円減額ということになって、これは予算が100万円だったと思うんですが、この減額の理由を御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） はじめに、田中議員から御質問いただきました町税の町民税のこと
でございます。

27億4,198万6,000円の増額補正を今回行うわけですが、当然、交付税においても大幅に減額をされる見込みでございます。しかしながら、これは令和6年になってみないと幾ら減額されるかというのが私どももつかめませんので、言えることは確かに大幅な減額となるようなことと見込んでおります。

そのことから、やはり財源確保という観点から、今回、財政調整基金のほうに全体の枠で積立をさせていただいたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員から御質問いただきましたこの町税の増額ということについてですけれども、これも町民の方が頑張られて、そして、町税の収入が増えたということでありま
す。

今、中元総務部長からも話がありましたように、交付税が今後また変わってくる。その納税額によって変わってくるということでもありますので、それをしっかりと見据えてやっていくということで、報道のコメント等も、増税はありがたいこと増えることはありがたいことです。これは、一般論であるかと思えますけれども、それをいかに町のほうでうまく工夫をして活用していくかということが大事になってくるかと思えますので、たくさん税収が増えたということを楽しむだけではなくしっかりと地に足をつけて、町民の皆様のためにしっかりと検討して活用を考えていきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず、中学校の施設管理の修繕のことでございます。これは周防大島中学校の修繕にかかることですが、まず体育館の掛け時計、これが年末に完全に止まってしまってもう取り替えなきゃいけない。修繕が必要になったというところで、これが24万5,960円程度かかること。

それから、給食車の入替えといえますか、軽自動車から東和給食センターにあった普通自動車の大型のセンター配送車に代えるわけですが、それを周防大島中学校に入れるために車体を、ちょっと大きな車になるものですから、校舎のほうに当たったりする可能性があるというところで。当たったりするというか、防舷材的な、緩衝材というか、そういったものを取り付けるとか、車止めとか、そういったものをつけて安全に入れるようにしたいというところで、それが約20万9,000円かかるものの合計金額で45万5,000円の補正というところでございます。

ふるさと文化振興事業の文化振興事業補助金の関係でございますが、これは5団体、上限20万円なんです、5団体で予算計上をしておりました。100万円でございます。今年度の

実績が2団体38万円の執行でしたので、残りを減額補正したというところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 行田農林水産課長。

○農林水産課長（行田 一生君） 田中議員の御質問にありました肥料高騰対策緊急支援事業につきまして御説明いたします。

この支援事業は令和4年9月の議会におきまして御議決をいただいた事業でございます。事業の精算に伴いまして精査したところ、農地面積において住所が町外の方の農地面積が含まれていたことが分かりまして、これまでの申請の状況と合わせて今回減額の補正をいたしたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本商工観光課長。

○商工観光課長（藤本 倫夫君） 商工観光課から公共施設維持体制持続化支援金について御回答させていただきます。

435万8,000円の支援金でございますが、こちらは内容といたしましては電気代と燃油の高騰分、2つの支援をさせていただいております。

施設別に金額を申し上げますと、合計額になりますが、周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設、こちらが129万5,000円、竜崎温泉潮風の湯でございますが、こちらが184万3,000円、サンスポーツランド片添につきましては支援額がございませんでした。総合交流ターミナル道の駅サザンセトとうわでございますが、122万円となっております。合わせて435万8,000円でございます。

算出の根拠、支出の根拠でございますが、今年度、4月から12月までの実績額、各施設の実績額、実績指数額と指定管理料を算定したときの差、この差額に対しまして0.5を掛けております。指定管理者と町でそれぞれが負担するというので合計135万8,000円の支出としております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の49ページの公共施設維持体制持続化支援金なんですが、指定管理料、要するに燃料費と電気代が上がった分についての支援ということなんでしょから、指定管理料との差額というのがちょっとよく分かりませんが、指定管理料の中の燃料費、電気代の積算分と今回の高騰分の差額に2分の1を掛けたものということなんでしょかね。それであれば、何で支援が必要のない施設が出てくるのかというのはちょっと単純によく分からないんですが、ちょっとその辺をもう少し補足をしてください。

それと、文化振興事業について、2団体、5団体で見積もっていたのだけれども2団体しか応

募がなかったということなんですかね。採択がなかったと。それで、その残りを減額したと。それはそれでいいんでしょうけれども、ただ、この同じ予算で文化振興に関する予算がほかにもありますよね。そこは、文化振興のため、もともとの文化振興事業に対する各100万円の予算という、規模がどうなのかどうかというのが分かりませんが、そこらは何かトータルで考えられないものかなと。いかにも縦割りの線引きというんですかね。それというのが、結局、文化振興事業に対する、この団体の補助金は2団体しか応募がなかったと言うのなら仕方ないんですが、一方で、文化振興事業に対する要望は町のほうにそういった文化振興を行う団体から町のほうに要望が上がっているはずですよ。もっと予算をつけてほしいとか、そういったことの要望があるはずなんですけれども、そこを単に補助金とか、そういう線引きをするのではなく、もっと文化振興事業という大枠で捉えて、これはもう少なかったから減額しますよと言うのではなく、その辺の融通はつけるべきではないかなと。文化振興に対する姿勢として、そういったことを単純に切り捨て、切り捨てると言ったらいけませんけれども、落とすと言うんじゃなくて、その辺の対策、余った予算があるんなら、そちらへ回して文化振興を図る事業に使ってもらおうとか、そういったことはできないものかなというふうに単純に考えますが、その辺はどのような御見解か御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤本商工観光課長。

○商工観光課長（藤本 倫夫君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

田中議員御指摘のとおり私の説明が足りなかったんですが、指定管理料算定時の積算の中にございます燃油代、それから、電気代の部分、それぞれ抜き出しまして実際の実績額と比べております。支援のない施設があると申し上げたのが片添ヶ浜温泉遊湯ランドでございます。こちらも燃油等を使っておるんですが、片添ヶ浜温泉遊湯ランドにつきましては、今年度、新型コロナウイルス感染症の関係で休業日を設けていたのと、それからペレットボイラーの改修がございましたので、こちらのほうであわせて休業がございましたので、指定管理料と比べたときに実績のほうが上回っていませんでしたので支援をしておりません。

それから、道の駅サザンセットとうわにつきましては、ほかの温浴施設のように燃油を使っておりませんので電気代のみの支援ということになっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 文化振興事業全般のことについて御質問がございましたが、まず、ここでいう文化振興事業の補助金関係につきましては、先ほどもちょっと申しましたが、100万円の当初予算であると。この根拠は、1団体あたり上限20万円、それで5団体というふうな形で積算をしております。コロナ前は、大体、5団体前後あったわけなんですけど、ここ数

年、やはり活動がどうしてもコロナ禍の関係で申請団体が少なくなってきたというところで、昨年もここは1団体か2団体だったというふうに記憶しております。今年度についても申請が2団体だったということでこういうふうなことになったわけですが、文化振興事業をこの振興事業のほかにそういった活動する、文化振興会等への補助等もございますので、そういった形の対応については文化振興のほうの振興会の方にも活動していただいているんですが、そちらのほうの対応も含めて、今後ちょっと考えていければというふうには思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点確認なんですけど、公共施設の支援金の燃料代で、休業ゼロのところは、結局、休業があったからそれだけ使う量が減って支援は必要なかったということなんですけど、これはマイナスということでもいいんですかね。指定管理料のほうが実際よりも多いからゼロなのか、それとももうぴったり一緒だからゼロなのか。

というのが、今後、例えば、実際に精算してみて指定管理料のほうが多くなるという可能性もあるのかどうか。その辺が、それだけ余裕のある、休業があったから、休業が何日あったのか分かりませんけれども。

例えば、365日のうちの3割休業したからその分減って、燃料高騰があっても影響はなかったよというのか、それとも、もっと余裕があったのか。ちょうどたまたま燃料高騰分が休業によって増えなかったのかどうか。その辺、もう少し補足をしてください。

○議長（荒川 政義君） 藤本商工観光課長。

○商工観光課長（藤本 倫夫君） ただいまの御質問ですが、令和4年4月から令和4年12月までの実績に限って算出というか、比較をしておりますので、この時点では指定管理料の見込額というか、見積額の方が若干多いというか、実績額のほうが少なかったということをございます。

実際には、電気代がこの令和4年12月、令和5年1月、令和5年2月とずっと上がってきておりまして、年間を通したら、まだ予想をするところですが、指定管理料を上回る実績額になるものと見ています。休業自体はそんなにたくさんの日にちを休業していたわけではないんですが、数字的には、若干、実績額のほうが指定管理料を下回っていたということで、支援がなかったということをございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） 先ほどの中元総務部長の答弁で交付税のことですが、27億円、町税が増額補正されて交付税が減るからプラスマイナスゼロかという質問に対して、答えが大幅に減額されるという答えだったと思うんですが、答えになっていないですよ。27億円増えた

ことによって交付税がどのぐらい減るのか。プラスマイナスゼロなら、企業誘致も何もせんでもええけえ。一生懸命、町民も企業も増やして税収を上げていこうとしよるのに27億円増えて交付税が27億円減ってプラスマイナスゼロなら何もせんでええわけで。答えになっていない。プラスマイナスゼロかという質問に対して答えができていない。影響額はどのぐらいあるのか。

僕は、以前、前椎木町長のとときに聞いたら大体3割ぐらいは残るといふうに聞いている。その辺を踏まえて再答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） プラスマイナスゼロかどうかに対して、プラスマイナスゼロかどうかというのは私もここではっきりとは分かりません。先ほど答弁させていただいたように、令和6年になってみないとどういったあれ……。

今、小田議員が言われたんは原則という言葉が当てはまるんじゃないかと思うんですよ、その3割というのは。ただ、それ以外のもろもろのことがある。あくまで、原則ということでございますので、はっきりとプラスマイナスゼロとか、幾らプラスになるとかというのは、この場で申し上げることは私としてはできません。御理解いただきますようお願いします。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） それでは、27億円町民税が増えた場合、原則、どのぐらい交付税が減額されますか。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩しますね。

午後1時46分休憩

.....

午後1時54分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。岡原財務課長。

○財務課長（岡原 伸二君） ただいまの小田議員の御質問でございますが、交付税の基本的な考えといたしましては、基準財政収入額と基準財政需要額、出と入りのほうで、毎年、国の定められた方式で計算をしております。

今の町税の関係で増えたらどうなるのかという影響額でございますが、幾らかというのは先ほど中元総務部長が申し上げましたとおり申し上げるのは難しいんですけども、基準財政収入額につきまして算定方法で、原則として、今、75%の数値を収入額として算定しますというのがありますので、幾らかのあれはあると思うんですけども、今、幾らというのはなかなか申し上げられないというのが現実でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） はい、分かりました。プラスマイナスゼロじゃないということですね。25%程度の影響力があるという理解でいいですか。そういうことでいいですかね、大まかに（「原則として」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 私から2点質問がございます。

1点は、35ページの民生費の中で住民税非課税世帯等価格高騰緊急支援給付金事業の補助及び交付金、給付金の部分が3,460万円の減額ということなんですけれども、これはそもそもプッシュ型というか、対象の方にはこちらから給付して、そうじゃない方には自分で申請してくださいという形だったかなと思うんですけれども、もしそれも違っていたら教えていただきたいんですけれども、それで、これだけ余るといのはちゃんともらうべき方のところにしっかり届いているかどうかという判断をどうされたのかというのを1点お伺いしたいと思います。

もう1点は、27ページ、地域づくりの関係のところ、地域づくり活動支援補助金、こちらのほうももともとが140万円ほどの予算だったかと思うんですけれども、そのうちの100万円が減額ということで、こちら、先ほどの文化振興の関係と一緒に、決定された件数が少なかったということなのかなと思いますが、以前より、これはそういう状況がたしか続いていたのではないかなと思っております。そうなったときに、これが多過ぎるのか、それとも、このぐらい活用する地域づくり団体を、もし町のほうがこのぐらいは確保していきたいというふうにお考えなのであれば、そういった申請が増えるような促進するような対策をもしされているのであれば、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 白鳥議員の質問にお答えいたします。

今、申請のほうなんです、見込みが、申請の期限が2月15日となっております。当初は4,500世帯を見込んでおりました。今現在で約700世帯が不用分ということで見込まれておりますので、その分を減額しております。ちょっとプッシュ型と申請型の内訳についてはまだちょっと出しておりません。そういう形でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 中原政策企画課長。

○政策企画課長（中原 藤雄君） 白鳥議員からの地域づくり活動支援補助金の御質問でございます。当初予算では、白鳥議員がおっしゃったように140万円の予算措置とさせていただいております。

内訳としましては、スタートアップ団体が20万円掛ける2団体の40万円、そして、ステッ

プアップ団体が50万円掛ける2団体の100万円と、合わせて140万円の計上をさせていただいております。

令和4年度につきましては、当初、令和4年5月に募集をして締切りをしておりますが、その段階ではスタートアップ支援事業に2団体の申込みがございました。2団体しかなかったために、再度、令和4年7月11日を締切りとしまして申込みの再募集を行ったところでございますが、残念ながら、再募集につきましては応募がなかったという状況でございます。

近年のコロナ禍の状況ということもあるのかもしれないんですが、若干応募が少なくなってきております。ただ、予算的には、できればこれまでの現状の予算を確保させていただいて、引き続き、募集はさせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかにございませんか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 先ほど、田中議員が質問されたところにちょっと重複するんですが、48ページの公共施設管理維持体制強化事業の関係です。435万8,000円を3つのあれで割ってという計算で、先ほどの説明で令和4年4月から令和4年12月までの9か月間の差額を燃料単価に掛けたということで、それはそれでいいんだと思うんですけど、ちょっと追加でお聞きしたいのが、燃料費でいろいろ変動があると思うんですが、これから先、これからはまた燃料とか電力もまだまだ上がっていく可能性もありますし、よく分かりませんが、一応、今後のことということで、やはりこういうようなやり方でやっていくというような理解でよろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本商工観光課長。

○商工観光課長（藤本 倫夫君） 竹田議員の御質問でございますが、今回の算定につきましては、今、おっしゃったように、令和4年4月から令和4年12月までの実績というものがああります。

今後についてでございますが、今回、この支援金という形で支援をさせていただいたんですが、燃料高騰につきましては、各温浴施設、協定書の中に指定管理料算定時から30%以上高騰した場合は指定管理料に反映するという条項というか、協定の中にそういう約束事がありますので、今年度できなかったのが指定管理の最終年、令和4年度が最終年になる施設がございましたので、支援金のほうで対応させていただいた。リスク分担表のほうにも記載をしているんですが、そういう突発的なこと等については単年度で対応するというので、今の燃料のほうは今後もしあるようでしたら指定管理料の改定というか、それも含めて対応していけたらと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、次の本会議といたします。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 04 分休憩

午後 2 時 19 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 9. 議案第 1 1 号

日程第 1 0. 議案第 1 2 号

日程第 1 1. 議案第 1 3 号

日程第 1 2. 議案第 1 4 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 9、議案第 1 1 号令和 4 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）から日程第 1 2、議案第 1 4 号令和 4 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）までの 4 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） それでは、議案第 1 1 号から議案第 1 3 号までの補足説明をいたします。

議案第 1 1 号令和 4 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては、普通交付金の増額、特別交付金の減額、国民健康保険基金利子の増額によるものでございます。

歳出につきましては、一般被保険者分の保険給付費、国民健康保険基金積立金の増額、特定健康診査等事業費、保健事業総務経費、病院事業特別会計繰出金の減額が主なものでございます。

それでは、補正予算つづりの 6 3 ページをお願いいたします。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 5 2 3 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 0 億 1, 6 3 7 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

7 1 ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3 款県支出金 1 項県補助金 1 目保険給付費等交付金は、一般被保険者にかかる療養給付費・高額療養費の所要見込額の増に伴い、普通交付金を 2, 5 4 0 万 8, 0 0 0 円増額し、国保診療施

設・設備整備分の交付申請額の確定により、特別交付金を18万9,000円減額するものでございます。

4款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金は、国民健康保険基金利子の増額でございます。

72ページをお願いいたします。歳出について御説明いたします。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は、1月分までの給付実績に基づく年間医療費の推計から所要額の不足が見込まれるため、1,587万9,000円増額、2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は、同様の理由から952万9,000円を増額補正するものでございます。

5款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診見込者数等の減に伴い、344万6,000円減額いたします。

73ページをお願いいたします。

2項1目保健事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診見込者数等の減に伴い、165万9,000円減額いたします。

6款基金積立金は、財源調整等のため512万1,000円を増額いたします。

7款諸支出金2項他会計繰出金1目病院事業特別会計繰出金は、特別交付金の申請額確定に伴い、18万9,000円を減額するものでございます。

以上が、令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

続きまして、議案第12号令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては、後期高齢者医療保険料、事務費繰入金および保険基盤安定繰入金の減額によるものでございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

補正予算つづりの75ページをお願いいたします。

第1条で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,788万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,576万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

83ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。

1款1項後期高齢者医療保険料1目特別徴収保険料は、県後期高齢者医療広域連合の本算定後の決算見込みにより、944万9,000円を減額し、2目普通徴収保険料は861万7,000円を減額するものでございます。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目事務費繰入金は、県広域連合共通経費負担金、機器更改負担金の変更により 2 7 7 万 9, 0 0 0 円を減額し、2 目保険基盤安定繰入金は、県広域連合の実績見込みにより 7 0 3 万 8, 0 0 0 円を減額するものでございます。

8 4 ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、県広域連合の事務等負担金 2 7 7 万 9, 0 0 0 円、保険基盤安定負担金 7 0 3 万 8, 0 0 0 円、後期高齢者医療保険料 1, 8 0 6 万 6, 0 0 0 円をそれぞれ減額し、合計で 2, 7 8 8 万 3, 0 0 0 円を減額するものでございます。

以上が、令和 4 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）についての概要であります。

続きまして、議案第 1 3 号令和 4 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして補足説明を行います。

補正予算つづりの 8 5 ページをお願いいたします。

今回の補正は、実績見込みによる介護給付費の減額に伴う調整が主なものとなっております。

第 1 条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から 1 億 5 9 3 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 3 億 8, 4 8 1 万 7, 0 0 0 円とするものであります。

まず、保険事業勘定の歳入から御説明いたします。

事項別明細書の 9 5 ページをお願いいたします。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金は、介護給付費の実績見込みにより、減額補正いたします。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金 2 目地域支援事業交付金は、事業実績の見込みにより、減額補正いたします。

3 目保険者機能強化推進交付金は、国が市町村に対し、自立支援・重度化防止に関する取組を支援するために創設された交付金ですが、2 8 9 万円を計上しております。

4 目介護保険保険者努力支援交付金は、国が市町村に対し、介護予防・健康づくりに関する取組を支援するために創設された交付金ですが、2 8 3 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

9 6 ページをお願いいたします。

4 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金 2 目地域支援事業交付金は、実績見込みにより減額補正いたします。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金は、実績見込みにより、減額補正いたします。

2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金は、実績見込みにより減額補正いたします。

9 7 ページをお願いいたします。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目介護給付費繰入金、2 目地域支援事業繰入金、4 目その他一般会計繰入金は、実績見込みにより減額補正いたします。

2 項基金繰入金 1 目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費の実績見込みより、減額補正いたします。

9 款財産収入は、基金利子の増額に伴い、増額補正いたします。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

9 8 ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費では、介護保険分の職員人件費の調整により減額補正いたします。

3 項 1 目介護認定審査会費は、介護認定審査会の実績見込みにより減額補正いたします。

9 9 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費 1 項サービス諸費 1 目介護サービス等給付費は、実績見込みにより 6, 2 3 6 万 3, 0 0 0 円を減額補正いたします。

2 目介護予防サービス等給付費は、実績見込みにより、増額補正いたします。

1 0 0 ページをお願いいたします。

2 項その他諸費 1 目審査支払手数料は、実績見込みにより、減額補正いたします。

3 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス費は、実績見込みにより、増額補正いたします。

2 目高額介護予防サービス費は、実績見込みにより、減額補正いたします。

4 項高額医療合算介護サービス等費 1 目高額医療合算介護サービス費は、実績見込みにより、増額補正いたします。

1 0 1 ページをお願いいたします。

2 目高額医療合算介護予防サービス費は、実績見込みにより、増額補正いたします。

5 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費は、実績見込みにより、3, 3 2 4 万 5, 0 0 0 円を減額補正いたします。

2 目特定入所者介護予防サービス費は、実績見込みにより、減額補正いたします。

1 0 2 ページをお願いいたします。

3 款基金積立金 1 項基金積立金 1 目介護給付費準備基金積立金は、基金利子でございます。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費 1 目介護予防・生活支援サービス事業費、2 目介護予防ケアマネジメント事業費は、実績見込みにより、減額補正いたします。

以上が、令和 4 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についての概要でございます。

以上で、議案第11号から第13号までの補足説明を終わります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第14号令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

別冊の補正予算つづりの105ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から680万円を減額し、予算の総額を1億1,642万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算につきましては、燃料費の減額調整並びに財源調整でございます。

それでは、補正予算の概要につきまして事項別明細書により御説明をいたします。113ページをお開きください。

歳入につきまして、3款県支出金1項県補助金につきましては、山口県離島航路補助金額の確定に伴う補正でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金を121万4,000円減額し、財源調整をしております。

次に、歳出でございます。

114ページ、1款事業費2項事業費2目情島航路運航費と3目浮島航路運航費につきましては、実績見込みによる燃料費の減額となっております。

以上が、令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 先ほど私が補足説明を申し上げた中で誤りがありましたので、ここで訂正をさせていただきたいと思っております。

第1条の定めの中で既定の歳入歳出予算の総額から68万円を減額しとすべきところを誤って680万円を減額しと発言をしておりました。ここで訂正のほうをお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第11号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第12号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第13号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で議案第11号令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から議案第14号令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの質疑を終了いたします。

討論・採決は、次の本会議といたします。

日程第13. 議案第15号

○議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第15号令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 議案第15号令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をいたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、既定の収入額を213万4,000円減額し、8億6,609万8,000円とするとともに、既定の支出額から786万円減額し、8億2,889万4,000円とするものです。

第3条の資本的収入及び支出では、既定の収入額を200万円減額し、3,300万円とするとともに、既定の支出額から204万6,000円減額し、2億3,049万7,000円とするものです。

なお、資本的収支の補正にあわせて、不足する額および補填財源の内訳について改めることとしております。

概要につきまして御説明をいたします。3ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出では、収入につきまして、令和4年11月検針分から実施しています水道

料金減免事業の実績見込みにより、2項営業外収益2目他会計補助金1節一般会計繰入金において213万4,000円減額いたします。

支出につきましては、2目配水及び給水費並びに3目総係費において、人事異動に伴い、賞与等引当金繰入額をそれぞれ増額するとともに、2目配水及び給水費の12節備用品費において、量水器購入の際の入札実績に伴う余剰金を減額しております。また、2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費において、企業債利息の調整を行っております。

続いて、4ページをお願いします。

資本的収入及び支出では、収入については、1項企業債において、事業費の実績に伴い200万円減額するとともに、支出については、1項建設改良費におきまして、事業費の確定に伴い204万6,000円を減額いたします。

2ページをお願いいたします。

第4条の他会計からの補助金では、一般会計からの繰入金を213万4,000円減額し、5億219万1,000円と改めております。

第5条の、条項の追加では、繰越利益剰余金の処分についての条項を加えるとともに、条項の追加によって既定の条項を繰り下げることが記しております。

なお、5ページ以降には、附属資料を添付しております。

以上が、議案第15号令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第15号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は次の本会議といたします。

日程第14. 議案第16号

○議長（荒川 政義君） 日程第14、議案第16号令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 議案第16号令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をいたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入に390万5,000円を追加し、10億9,635万7,000円とするものです。

その概要につきまして御説明いたします。2ページをお願いいたします。

収入につきまして、1款下水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金で、一般会計からの補助金390万5,000円を追加するものです。

なお、3ページ以降に附属資料を添付しております。

以上が、議案第16号令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第16号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、次の本会議といたします。

日程第15、議案第17号

○議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第17号令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第17号令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明をいたします。

この予算は、令和4年12月までの実績に基づく業務量の補正、新型コロナウイルス感染症に関連する補助金および、特別交付税の確定、その他事業費の確定により補正するものです。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量では、新型コロナウイルス感染症の影響により、3医療機関、2介護施設の患者数・利用者数が減少しているため、入院合計で2,573人、外来合計で4,037人、入所合計で1,193人、次の2ページをご覧ください。通所合計で296人の減少を見込んでおります。それに伴いまして1日平均患者数・利用者数を補正しております。

（8）学生数については19人減少し、77人としております。

3ページをご覧ください。

（9）主要な建設改良事業について、それぞれの事業費の確定により、病院改築工事について

は77万円減額補正し、1,901万9,000円、医療機械器具および備品購入については、253万4,000円減額補正し、9,097万2,000円としております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、特別交付税の確定と3医療機関の電気料高騰に対する一般会計からの繰入金による他会計補助金の増加、令和4年12月までの新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業費補助金の確定等による補助金収入の増加、過年度奨学金返納等による特別利益の増加がございますが、業務の予定量の減少に伴う診療収入の減少により、4ページをお開きください。

収入合計で、1,489万8,000円減額補正し、49億2,565万1,000円としております。

支出につきましては、業務の予定量の減少に伴う材料費の減少、看護学校の奨学金受給学生の減少による奨学金の減少により、5ページをご覧ください。支出合計で1,489万円減額補正し、49億2,564万9,000円としております。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は建設改良費の入札による事業費減少に伴う企業債の減額、機械備品整備に対する国民健康保険保険給付費等交付金の交付額確定、基金の取崩しにより、合計で4億9,828万3,000円増額補正し、6億289万7,000円としております。

6ページをご覧ください。

資本的支出につきましては先ほど収入でも触れましたとおり、入札による建設改良費の減少により、合計で330万4,000円減額補正し、9億1,399万9,000円としております。

第5条の企業債につきましては、建設改良費の事業費減少により400万円減額補正し、合計9,910万円としております。

第6条の他会計からの補助金について、電気料高騰に対する一般会計からの繰入金、特別交付税の確定、国民健康保険保険給付費等交付金の確定等により、7ページをご覧ください。合計で6,107万9,000円を増額補正し、14億4,236万6,000円としております。

第7条のたな卸資産購入限度額につきましては、業務の予定量に基づき算出し、合計で1,332万9,000円を減額補正し、6億9,243万4,000円としております。

附属資料といたしまして、8ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が議案第17号令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）の内容でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第17号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は次の本会議といたします。

日程第16. 議案第18号

○議長（荒川 政義君） 日程第16、議案第18号周防大島町沖家室シーサイドキャンプ場設置条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第18号周防大島町沖家室シーサイドキャンプ場設置条例の制定について、補足説明をいたします。

本案は、白木半島地区において、地域資源を活用し、地域ならではの生活体験や地域の人々との交流を楽しむ取組を推進するため、廃校となった旧沖家室中学校の跡地を活用し、地域の魅力を味わうために必要な体験・交流施設を整備し、白木半島地区への滞在を促すことによって、地域間の交流を促進し、地域の活性化を図ることを目的とした周防大島町沖家室シーサイドキャンプ場設置条例を制定するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、本会議の議決を求めるものです。

それでは、本条例案の要点を逐条に沿って御説明いたします。

第1条では、白木半島地区の自然豊かな地域資源を活用し、都市住民と地域住民との地域間交流の促進を図り、農山漁村のにぎわいを創出することにより、地域の活性化に資するため、沖家室シーサイドキャンプ場を設置する旨の規定でございます。

第2条では、キャンプ場の名称及びキャンプ場の位置を周防大島町大字沖家室島27番地とする旨の規定です。

第3条では、沖家室シーサイドキャンプ場を構成する施設の名称です。

管理棟は、施設利用者の受付、炊事場やシャワー室、トイレ等の施設利用者へのサービスの提供を行います。

次に、テントサイトは、電源付のサイトが5区画、フリーサイトはテント8張り程度のスペースを設けております。最後に、駐車場は9台分の駐車スペースを確保しております。

次に、第4条では、近年のアウトドアブームにより、年間を通じてキャンプの需要が見込まれるため、地域の自然や魅力を味わう体験・交流施設を整備し、地域の人々との地域間交流の促進を図るとともに、近くには国内最大規模のニホンアワサングの群生地である海域や環境省と町で建設中の、仮称でございますが、地家室園地拠点施設が設置される予定であります。環境保全や自然保護にも目を向けてもらえるような仕組みづくりを行い、設置目的を達成するための事業に

ついて規定しております。

第5条については、キャンプ場の休館日を毎週水曜日に規定しております。

第6条、第7条は、利用の許可および許可の取消し等を規定しております。

第8条は、故意または過失により、キャンプ場の施設または附属設備等を破損し、または滅失した者への損害賠償を規定しております。

第9条は、使用料について規定しており、町内近隣に片添ヶ浜海浜公園オートキャンプ場があることから利用時間および料金設定を同様とし、電源付区画サイトを1泊で5,230円、日帰りを2,610円で設定し、フリーサイト1張り1泊を3,660円、日帰りで2,080円に設定しております。

第10条では、使用料の不還付について、規定しております。

第11条から第14条までは、将来的に指定管理による運営が見込まれることから指定管理者による管理に関して規定しております。

以上が、議案第18号周防大島町沖家室シーサイドキャンプ場設置条例の制定についての補足説明でございます。

何とぞ、慎重審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第18号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 条例に関する議案なんですけれども、その条例案の中で区画サイトとフリーサイトの料金のところがありますが、状況がよく見えないので、こうした議案のときも図面ぐらいは平面図で結構なんでつけていただきたいという要望です。

それと1点、第1条で設置とありますが、この施設の目的というんですか、意義というんですか、もともとこの施設の前に予算のところ藤本町長もちょっと触れられましたけれども、自然と共生する方針というのが町の基本計画の中にもあると思います。

その一方で、この場所は、私も工事が始まってから聞いたんですが、ヒメボタルという、陸生の蛍の群生地でかなりそれを見に来られる方もいらっしゃるということで、陸生というか、陸に卵を産みつける蛍がいて、そういうのが海岸で見られる場所というのはなかなか希少なところのようで、SNSなんかきれいな写真が載っているものもあります。そういったものも、情報提供はしているんで執行部の方も御存じとは思いますが、それとかごみの問題も、これは基本的な問題ですけども、そういった環境への配慮というのをこの条例の中で強く打ち出してもらいたかったなというのがあります。もちろんそのヒメボタルという、そういう特徴のある環境があるんであれば、それがこの工事によって壊れていないことを期待するし、それを壊れていなければ、今後、影響を与えないように保護をしていくといたしますか、守っていく、保っていく、そういつ

た環境を守っていく姿勢というのが必要であって、この条例にもそういった環境面への配慮ということに特化して打ち出してほしかったなというのがあります。

今、ここで私がはじめて言ったんじゃないで、このことは執行部には伝えてありますので、その辺の配慮をして、工事においてもしていただいているものと思いますし、今後、運営にあたって配慮もしていただけるものと思いますが、それを条例にうたってほしかったけれども、うたわなくていいのか、何らかの……。どういった方法で配慮をしていくのか、その辺を教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 谷口施設整備課長。

○施設整備課長（谷口 正義君） お答えいたします。

ヒメボタルの生息につきましては、キャンプ場の建設開始以降、生息しているというお話を伺いまして、それ以降に町のほうで認識していたところがございます。

現在は、工事のために事業地以外に工事車両等がそれ以外に立ち入らないように業者とも打合せを行っております。

また、本地域にはニホンアワサングの群生地の海域やヒメボタルの生息など、良好な自然環境が存在することから、条例の事業内容として本条例の第4条第3号に自然保護思想の普及徹底に関することの規定を設けました。

町といたしましては、生態系や良好な自然環境を保全するため、キャンプ場の管理規則の中で利用者の方々が生態系や自然環境を損なう行為や迷惑行為等を行わないよう利用者の遵守項目の中できめ細かく規定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 料金や営業時間については、近隣の既存の片添ヶ浜オートキャンプ場を参考にされたということでした。条例の中で第5条休館日というところで、こちらのほうは定休日を設けるということで、直営ということもあって、そういった勤務体制に配慮されたのかなと思うんですが、例えば、休日が重なればずらすということは書かれておりますが、例えば、夏休みや連休の中日の平日みたいなときはもう定休日にして休みにしてしまうのかどうかというところが気になったので、もしお考えがあればお伺いしたいと思います。

あと、この条例だけに関わることではないかもしれないんですが、こちらの施設は町直営ということで完成後の管理はどちらの課がされるのか、現在、この建設をされているのが施設整備課ということで条例をつくられたんだと思うんですが、引き続き、施設整備課が管理をされるのかどうかというところが1点と、ここで働く予定の地域おこし協力隊は農林水産課が募集されていたように記憶しております。そういった関連する課との連携やこの条例の案をつくるにあたって

どういったような調整がなされてきたのかということがもしあれば教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 谷口施設整備課長。

○施設整備課長（谷口 正義君） お答えいたします。

今、条例のほうでは毎週水曜日を定休日としておりますが、第16条の中でこの条例に定めるもののほか、その他必要な事項は規則で定めるということになっております。後日、建設環境常任委員会がございますので、そちらのほうでも検討してまいりたいと考えております。今現在、条例の制定は施設整備課のほうで提出しておりますが、令和5年4月以降は商工観光課へ移管されるため、詳細な運営についてはオープンまでに農林水産課、商工観光課、施設整備課の3課で緊密に連携しながら運営方針を決めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 補足でこの沖家室シーサイドキャンプ場のことなんですけれども、今、施設整備課が条例の制定まではつくって、そして、商工観光課でという話があったんですけれども、こちらはまだ正式に決まっていないので、こちらは執行部のほうでよくよく協議をして、こういった形がそのにぎわいを生むことができるのか、また、効率的な運営ができるのかということを検討していきたいと思います。

そして、この施設自体が地元の方の要望をいただいて、一緒につくり上げてきたものです。私も住民の説明会に2回行かせていただいてお話を聞かせていただきました。田中議員御指摘のヒメボタルの話もいただいております。環境に配慮し地域の皆さんとともにつくっていけるようにつくってまいりたいと思っておりますので御協力よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございました。まだ、どこの課が所管となって運営をしていくかが決まっていないという状態で条例がつくられるということにちょっと疑問を持ったところがございます。

今のお二方の答弁を総合して理解すると、取りあえず条例はつくるけれども細かい運営体制などはまた令和5年4月以降、体制が決まってから話し合っただけで規則で定めるという理解をしているんですが、それで大丈夫でしょうか。

○議長（荒川 政義君） 谷口施設整備課長。

○施設整備課長（谷口 正義君） 規則自体は令和5年3月中に作成しまして令和5年4月1日に告示をするということになるかと思います。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。

ほかにございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 規則で定めるといふことになるのかもしれないんですけども、定休日が水曜日ということで条例にうたわれております。1泊なんですけれども一番最後の備考のところの午後3時から翌日12時までということになると火曜日からの1泊は受け付けないということになるんじゃないかと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後3時10分休憩

.....

午後3時17分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。谷口施設整備課長。

○施設整備課長（谷口 正義君） お答えいたします。

火曜日の日帰りについての利用はできます。泊まりの1泊につきましては管理の体制等ございますので、地元の方との協議を含めまして今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。質疑が終了しましたので、議案第18号についてはお手元に配付してあります議案付託表のとおり、建設環境常任委員会へ審査を付託することにしたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よつて、議案第18号は建設環境常任委員会に付託することに決定しました。

討論・採決は今会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩をします。

午後3時18分休憩

.....

午後3時30分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第17. 議案第19号

日程第18. 議案第20号

日程第19. 議案第21号

日程第20. 議案第22号

日程第21. 議案第23号

日程第22. 議案第24号

日程第23. 議案第25号

日程第24. 議案第26号

○議長（荒川 政義君） 日程第17、議案第19号周防大島町自然休養村管理センター設置条例の廃止についてから日程第24、議案第26号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてまでの8議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第19号から議案第26号までについて一括して補足説明をいたします。

まず、議案第19号周防大島町自然休養村管理センター設置条例の廃止についてであります。

周防大島町自然休養村管理センターは、観光総合案内、地域の農林水産振興に資することを目的に旧東和町により昭和52年に建築されましたが、以前より施設利用がなく、さらに築40年以上を経過し、老朽化のため危険となり、再利用も不可能な状況でございました。

本案は、現在、その建物および敷地内工作物の解体・撤去を進めていることから、同施設の設置を定めた周防大島町自然休養村管理センター設置条例を廃止するものであります。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日から施行とするものでございます。

以上が議案第19号の補足説明であります。

次に、議案第20号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、生活保護の医療扶助におけるマイナンバーカードの活用が令和5年度より本格導入されることとなります。

これに伴い、現在、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において適用対象外となっている外国人の個人番号の利用について、可能とするため、本町における外国人の生活保護に関する事務を別表に追加するものであります。

以上が議案第20号の補足説明であります。

続いて、議案第21号周防大島町空家等の適正管理に関する条例の一部改正についてであります。

本事案は、平成27年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことに伴い、法の趣旨に沿った表現や用語の整合性を図る必要から、平成27年10月1日に条例の一部改正を行っていますが、このたび、周防大島町空家等対策計画の実施に伴い、倒壊等、著しく危険が切迫している空家等に対する必要最小限度の措置を行う緊急安全措置など、運用上必要な事項を追加するとともに、法と条例が重複する部分を削除し、法が改正された場合に即時対応ができるよう条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

議案つづり18ページの新旧対照表をお願いいたします。

まず、第1条で空家等の対策について、法を引用すること、法に規定されていない部分を条例に定めるように改正を行おうとするものでございます。

また、第2条第1項で法に規定していない自治会等について、2項で法の用語を使用することについて、改正を行おうとするものです。

次に、第4条で、努力義務規定から義務規定へ改正を行おうとするものです。

これは、新設しようとする第8条の緊急安全措置第3項の費用請求の規定を設けようとすることから行おうとするものでございます。

次に、現行の第6条から第8条までは、法と条例が重複することから、削除し、新たに第6条から第8条までを次のとおり定めようとするものでございます。

第6条では、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画の策定についての旨を、第7条第1項は、法第7条の規定に基づき、空家等対策協議会を設置する旨を、第2項は、組織の構成人数について、第3項は委任についての旨を、また、第8条では、第1項で倒壊等による著しく危険が切迫している場合にあつて、人の生命、身体又は財産に対する甚大な損害をおよぼすおそれがあるとき、これを予防し、または拡大を防ぐため、必要最小限度の行為を行う緊急安全措置を講ずることができる旨を、次の第2項では、緊急安全措置を講じた後の通知等について、第3項では、要した費用の請求についての旨を、それぞれ定めようとするものです。

次に、法と条例が重複する第9条から第11条を削ることにより、第12条から第14条までをそれぞれ3条ずつ繰り上げを行おうとするものです。

最後に附則において、第1項で施行期日を令和5年4月1日とし、第2項で周防大島町報酬及び費用弁償条例一部の別表第1に空家等対策協議会委員、日額、5,000円の1行を加える改正を行おうとするものです。

以上が議案第21号の補足説明であります。

続いて、議案第22号周防大島町スクールバス条例の一部を改正する条例の一部改正について

であります。

本案は、令和5年4月、東和小学校の開校により森野小学校が廃校となることに伴い、スクールバス運行にかかる停留所名表記について改正するものです。

改正内容は、別表第2から別表第6までの表中森野小学校前の停留所名表記を東和庁舎前と改めるものです。

以上が議案第22号の補足説明であります。

続いて、議案第23号周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは、条例の改正案の概要につきまして逐条に沿って御説明いたします。

まず、目次の第6章の構成条を第51条までに改めるものであります。

次に、利用乳幼児の安全の確保に関する事項をこのたび新たに第7条の2として、安全計画の策定等の規定を追加するものであります。

その内容は、第1項で家庭的保育事業者等は安全計画を策定し、計画に従い、必要な措置を講じなければならないとしております。

第2項では、職員への計画の周知とともに研修及び訓練の実施、第3項では保護者への計画の取組内容の周知、第4項では定期的に安全計画の見直しを行うものとしております。

次に、第7条の3として、自動車を運行する場合、利用乳幼児の所在確認を行うことの義務づけの規定を追加するものであります。

その内容は、第1項で、利用乳幼児の施設外での活動等のために自動車を運行する場合、自動車への乗降の際に、点呼等による所在確認の義務づけ、第2項で、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を運行するときの利用乳幼児の所在の見落としを防止する装置の義務づけでございます。

第13条の削除は、国の基準に懲戒権に関する規定が削除されることに伴うものであります。

次に、第14条第2項の改正は、家庭的保育事業者等が職員に対して衛生管理等を定期的に実施することに努めることについてであります。

次に、第50条として、電磁的記録の規定を追加しております。その内容は、家庭的保育事業者等が作成、保存等を行うもの、保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能とするものでございます。

なお、附則につきましては、本条例の施行日を令和5年4月1日からとしておりますが、自動車を運行する場合の所在の確認に関しましては、令和6年3月31日までは、代替えの方法によることができる経過措置を設けております。

以上が、議案第23号の補足説明であります。

続いて、議案第24号周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する国の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは、条例の改正案の概要につきまして、逐条に沿って御説明いたします。

まず、児童の安全の確保に関する事項を、このたび、新たに第6条の2として、安全計画の策定等の規定を追加するものであります。

その内容は、第1項で、放課後児童健全育成事業者は安全計画を策定し、計画に従い、必要な措置を講じなければならないとしております。第2項では、職員への計画の周知とともに、研修及び訓練の実施、第3項では保護者への計画の取組内容の周知、第4項では定期的に安全計画の見直しを行うものとしております。

次に、第6条の3は、自動車を運行する場合、利用者の所在確認を行うことの義務づけの規定を追加するものであります。

次に、第12条の2は、業務継続計画の策定等の規定を追加するものであります。

第1項で、放課後児童健全育成事業者は感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、計画に従い、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしております。第2項では、職員への計画の周知とともに研修及び訓練の実施、第3項では定期的に計画の見直しを行うよう努めるものとしております。

次に、第13条第2項の改正は、事業者が職員に対して衛生管理等を定期的に実施することに努めることについてであります。

なお、附則につきましては、本条例の施行日を令和5年4月1日からとしておりますが、安全計画の策定等に関しましては、令和6年3月31日までの経過措置を設けております。

以上が議案第24号の補足説明であります。

続いて、議案第25号周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、特定教育・保育の施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは、条例の改正案の概要につきまして御説明いたします。

まず、目次の第4章の構成条を第55条までに改めるものであります。

次に、第5条第2項から第6項までの電磁的方法に関する記載を削り、新たに第54条として電磁的記録等の規定を追加するものであります。

第26条の削除は、国の基準に懲戒権に関する規定が削除されることに伴うものであります。

第38条第2項は第5条の一部の改正に伴うものでございます。

次に、第54条として追加をいたしました電磁的記録等の規定について御説明いたします。

その内容は、保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能とするものでございます。また、事業者等が保護者への説明等のうち、書面等で行うものおよび書面等で行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能とするものでございます。

附則の改正は、語句の修正でございます。

以上が議案第25号の補足説明であります。

続いて、議案第26号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、出産育児一時金の支給額を現行の40万8,000円から48万8,000円へと8万円引き上げるとした健康保険法施行令等の一部改正に伴い、本町の国民健康保険条例に規定する出産育児一時金の額についても同様の見直しを図るものであります。

これにより、出産育児一時金の総額は、産科医療補償制度の加算対象となる出産の場合は、48万8,000円に1万2,000円を加えた50万円となります。

また、施行期日は、国の健康保険施行令等の改正に合わせ、令和5年4月1日からとするものであります。

以上が、議案第19号から議案第26号までの補足説明であります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第19号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 御説明の中で現在解体を進めているというような御説明があったと思うんですが、現状はどういうふうな状況になっているのか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 藤本商工観光課長。

○商工観光課長（藤本 倫夫君） ただいまの御質問ですが、おおむね8割方ですかね、あと、1階の部分が少し残っておりますが、おおむね解体が終わっているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 基本的な疑問なんですけれども、現在、もう、物がほとんどないという状況で条例の廃止が出てくるというのはちょっと順番として逆じゃないのかなという単純な疑問があるんですが、そういうことでもいいんですかね。結局、私が言いたいのは、条例がある以上は施設がないとおかしいと思うんですよね。条例を廃止して解体をするというのなら何とな

く整合性がつくと思うんですけれども、物はないけれども、条例は現在、これまでは、今はあるということなので。その辺は問題ないんですかね。

○議長（荒川 政義君） 藤本商工観光課長。

○商工観光課長（藤本 倫夫君） ただいまの御質問ですが、条例廃止の適正な時期というのがあるんだと思うんですけれども、このたび、商工観光課におきましては、解体のめどが立ちましたので、今年度中の解体が可能ということで、今回、条例の廃止の上程をさせていただきました。

過去の他の公共施設を見ますと、議員御指摘のように、解体前に条例廃止をしているところもございます。この用途廃止の段階で条例廃止をするのがいいのか、解体が決まって解体前に廃止の上程をするのがいいのか、そこらは今後、整合性が取れていない部分がありますので、庁内で話し合いをしまして、次回から適正な時期の条例の廃止の上程をさせていただけたらと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の御答弁はどういうことですかね。今回の手続は不適切だったということなんでしょうか。それとも、こういう方法もあり得るよねという話なんでしょうか。単純な話ですよ。単純な話、物が無いのに条例があるという状況になっているんですよ、今。それでいいんですか。条例がある以上はその物を運営していく責任が自治体にはあるはずですよ。だから、条例があるわけで、条例をまず廃止して、その物の目的がなくなりました、設置目的がなくなりましたという判断をしてから解体をしないと、では、逆に言えば誰が、条例があるのにこの施設を運営していく、町民のためにこの施設を置いているわけですから、その施設を運営していく責任がありながら、では、どなたがどういう手続を踏んで解体。解体をすればもう使えないのは当たり前ですよ。解体という決定をしたその辺の手続は執行部の中だけで済むものなのかどうか。だったら、この条例の廃止というのは、本当に意味をなさない。

追認なんですとかね。追認でいいのかどうか。本当に単純な疑問なんですよ。

だから、その整合性云々ということではなく、町として、それはほかにも今までもそういうのがあんなら、町として、きちっとそこは明確になっているはずですけどね。

今回のことがどうであったのか、そこをきちんと見解として出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からの御質問でございます。やはり田中議員が言われる、順序が間違っていたということでございますが、確かに適切か適切じゃないかということ、もちろん当然、適切じゃないと私どもも思っております。

しかしながら、先ほども副町長の補足説明でありましたように、もう施設自体が老朽化して、以前から使用がないという状況を踏まえて早急に今解体をしないといけないというような意図もあったんじゃないかと思いますが、今回の件については適切ではなかったというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、議案第20号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第21号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回は法と条例が2つあるから、その整合性、整合性というか、重複したところを省いたんだという御説明だったと思います。それはそのとおりでいいんですが、まず、空家法は空家法であるから、今回、条例でどういった部分を担うのかというところを端的に御説明いただきたいのと、現状、空家の状況というのはこれまでの現行条例でいうところの、例えば、指導とか情報提供とかそういったことが助言とかそういったことがうたわれている、その状況がどれぐらいあるのかどうか、そこを御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から何点か御質問をいただいております。今回の改正の大きな目的としては、やはり一番のことにつきましては、第8条の緊急安全措置についてのことになろうかと思っております。以前も田中議員から御指摘がありましたように、空家の倒壊等が著しく、要は危険が迫っている空家等に対する必要最小限の措置を行うということが一番になると思っております。今まではそういったこともできなかったわけですが、やはり必要最低限の、例えば、ネットを張るとか、壁の崩落しそうなところに一時的に撤去を行う、そういったことがこの条例によって可能になることが一番大きな目的でございます。

それともう1点は指導の件数でございますが、ゼロ件というふうになっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 第8条で緊急安全措置がうたわれていますけれども、今回の条例の改正でこれまでの助言指導とか勧告命令、そういったところが全てこの第8条の緊急安全措置に変わるというような感じに受け取れるんですが、法の流れとすれば、段階として、ステップとして助言とか勧告とか命令、大執行、そういった段階を追うようになっていると思うんですが、

それをどの部分を法を適用するのか、条例で適用するのか、その役割分担というのがちょっとよく見えないんですよ。この新旧対照表から言えば、これまでの助言から勧告、命令、大執行まで、全て緊急安全措置ですか、ここの第8条で規定しますよというような感じなんですけれども、実務的にいきなりその緊急安全措置になるのかどうか、その前段として、やはり助言、勧告とか、そういった緩やかな対応の仕方というのが必要になってくるんじゃないかと思うんですけど、そこらは法を適用してやっていく、条例での規定は必要ないということでもいいんですかね。その辺が緊急措置だけだと条例に出てきていますから、法でやるんなら、全部、法でやれば、法を適用すればいいんじゃないかなという感じがするんで、その緊急安全措置だけ条例に盛り込む、その前段の、例えば、助言、勧告の部分は条例に盛り込まなくていいんですかと。あとは、審議会があります、協議会ですか。空家等対策協議会、これがどういうふうに機能していくのか、その緊急安全措置をする判断をこの協議会が全て担うということになるのかどうか、その辺もちょっと補足していただけますか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から御質問をいただきました法と条例との関係でございます。あくまで勧告とか最終的な大執行までの分については、あくまで法において明記をされておりますので、その部分はやはり法にのっとった対応をしていくようなこととなろうと思います。今回、法と条例が重複する場所について削除しておりますので、法が改正された場合に、即時に対応できるよう、いわゆる補完型の条例への改正というふうに捉えていただければいいかと思えます。

それと、緊急安全措置については空家等対策協議会で決めるというようなことではございません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 要するに、よく分からないんですよ、この条例改正で条例が担う部分というのが何なのかというのが。今、空家等対策協議会はそういったものを決める機関ではないということなんです、緊急安全措置は条例を基に緊急安全措置をするということだろうと思うんですよ、この条例の構成からすると。私が言っているのは、その前段の、例えば、助言とか指導・勧告とか、そういったことをしなきゃいけないんじゃないか、実際問題として。そういうことをしないで、いきなり緊急措置ということでもいいんですか。それで、前段が必要なら、その前段の部分は何を規定、何を基にやるんですかと。それを空家法の規定に基づいてやるのなら、そもそも全て空家法に基づいてこの緊急措置もすればいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺、非常にこの新旧対照表というか、条例案だけでは実務のところが見えてこな

いので、補足をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 2点ほど御質問をいただいております。あくまで空家等対策協議会につきましては、特定空家の判定にかかる意見照会に加えて、法に基づく行政大執行等の措置に対して調査等も行うことと考えられており、調査等も行い、また、附属機関に対して整理し、町に……。

すいません、失礼しました。

特定空家の判断にかかる意見照会が主な業務となっております。

それと、もう一つは、いきなり緊急措置でいいのかというような御質問だったかと思います。行政法上では、即時、強制に分類をされます。即時強制とは住民の義務の履行を強制するためだけでなく、義務を命じる余裕のない緊急の障害を除く必要がある場合やその性質上、義務を命ずることによってその目的を達成することが難しい場合に行政側が行政法規の根拠に基づいて、直接、住民の身体や財産に実力行使を行い、行政目的を達成することをいいます。このたびの条例で定めることにより、その措置を講じることができるようになるということでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第22号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第23号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第24号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第25号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第26号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第19号周防大島町自然休養村管理センター設置条例の廃止についてから議案第26号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についての質疑を終結いたします。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第25. 議案第27号

日程第26. 議案第28号

○議長（荒川 政義君） 日程第25、議案第27号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてと日程第26、議案第28号山口県市町総合事務組合の財産処分についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第27号および議案第28号について一括して補足説明をいたします。

議案第27号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてでございます。

令和5年3月31日限り、山口県市町総合事務組合から周陽環境整備組合が離脱することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に際して、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、協議の内容については関係地方公共団体の議会の議決を経ることとなっておりますので、同法第290条の規定による議会の議決をお願いするものであります。

なお、この規約は令和5年4月1日から施行することとしております。

続いて、議案第28号山口県市町総合事務組合の財産処分についてであります。

周陽環境整備組合が山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴う財産処分を地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議のうえ、定めることについて、議会の議決をお願いするものであります。

以上が、議案第27号および議案第28号の補足説明であります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第27号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第28号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第27号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてと、議案第28号山口県市町総合事務組合の財産処分についての質疑を終結いたします。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第27. 議案第29号

日程第28. 議案第30号

日程第29. 議案第31号

○議長（荒川 政義君） 日程第27、議案第29号油宇集会施設の指定管理者の指定についてから日程第29、議案第31号むつみ荘の指定管理者の指定についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第29号から議案第31号までについて一括して補足説明をいたします。

各議案ともに、周防大島町コミュニティ施設設置条例に定める油宇集会施設、小泊集会施設、むつみ荘の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第29号油宇集会施設の指定管理者の指定についてであります。

この施設は、自治会組織油宇自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところです。よって、施設の設置目的からも、非公募によりこれからも引き続き油宇自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。

なお、期間につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日としております。

次に、議案第30号小泊集会施設の指定管理者の指定についてであります。

この施設につきましても、自治会組織小泊自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところです。よって、施設の設置目的からも非公募によりこれからも引き続き小泊自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。

なお、期間は同じく令和5年4月1日から令和6年3月31日としております。

続いて、議案第31号むつみ荘の指定管理者の指定についてであります。

この施設につきましても、自治会組織土居自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点と

なっているところです。よって、施設の設置目的からも非公募により、これからも引き続き土居自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。

なお、期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5か年としております。

以上が、議案第29号から議案第31号までの補足説明であります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第29号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第30号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第31号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第29号油宇集会施設の指定管理者の指定についてから議案第31号むつみ荘の指定管理者の指定についてまでの質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第30. 議案第32号

日程第31. 議案第33号

○議長（荒川 政義君） 日程第30、議案第32号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定についてと日程第31、議案第33号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第32号および議案第33号について一括して補足説明をいたします。

現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定する和田苑、しらとり苑につきましては、毎年度1年間を指定期間とし、平成18年9月より、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として協定書を締結し、管理運営をお願いしているところでございます。

この事業は、高齢等のため在宅生活に不安のある方に対し、自炊設備のある居室を提供し、生

活援助員を配置して、利用者に対し相談・助言を行うものでございます。国の定める要綱でも、指定通所介護事業所を経営するものであって、適切な事業運営が確保できると認められるものを指定管理者とすることが規定されております。

このことから長期間継続し、本施設において、総合事業のデイサービス事業および指定通所介護デイサービス事業を実施している社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会が管理運営を行うことにより、今後も安定的・効果的な施設運営が期待できるものと判断し、引き続き非公募により指定管理者として1年間の指定をしようとするものでございます。

以上が、議案第32号および議案第33号の補足説明であります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第32号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第33号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第32号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定についてと、議案第33号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についての質疑を終結いたします。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、3月7日火曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後4時20分散会
